

港湾の事業継続計画【感染症対策編】

（港湾の感染症BCP）

《 資 料 》

I 書類・様式等

資料 I -1	活動項目の役割分担
資料 I -2	初動対応の流れ（例）
資料 I -3	取組の5つのポイント
資料 I -4	職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

II 関連文書等資料

資料 II -1	新型コロナウイルス感染症の感染の拡大時の 港湾運送の確保について	国土交通省 港湾局港湾経済課長	令和2年4月13日
資料 II -2	外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス 感染症への感染防止のための推奨事項	国土交通省 海事局外航課長 港湾局港湾経済課長	令和2年4月30日
資料 II -3	港湾運送事業・港湾運送関連事業の新型 コロナウイルス感染症の感染拡大予防 ガイドライン	一般社団法人 日本港運協会	令和2年5月18日
資料 II -4	船員や港湾労働者等が新型コロナウイルス 感染症へ感染した場合等の感染拡大防止の ための関係者との情報共有について	国土交通省 海事局外航課長 海事局内航課長 港湾局港湾経済課長	令和2年9月14日
資料 II -5	新型コロナウイルスへの感染の疑いのある 船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の 対処方針について	新型コロナウイルス 感染疑い船等来 航事態対処WG	令和2年9月18日

■活動項目の役割分担

活動項目	流行段階				実施体制（役割分担）					
	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期	港湾管理者	四国地整	運輸局	海上保安部	防疫関係機関	船社等
感染予防対策										
所要の防疫措置（検温・マスク）					要請					○
感染症に関する情報収集及び情報共有					○	○	共有	共有	○	共有
感染予防ポスター掲示やアナウンス					要請					○
予防・防疫資機材の備え置き把握					取りまとめ					○
他港との相互融通					○					
ローテーション勤務や職務の代替性強化										○
感染予防対策品の補充					○					○
対応策の見直し					○	○			助言	○
感染症ＢＣＰの改訂					○	○			助言	
自然災害発生時の感染予防対策										
所要の防疫措置（検温・マスク）					○	○	○	○		○
三密回避策（テレビ会議・屋内滞在時間の縮小）					○	○	○	○		○
支援船の着岸バース調整					○					
WEB会議システムを活用したリエゾン対応						○				
感染症ＢＣＰガイドラインの検証・改訂						○				
感染予防対策品の補充（災害対応用）					○	○				
感染者等が発生した場合の対応										
防疫関係機関との打合せ									○	○
情報収集・情報共有					○	○	共有	共有	○	共有
着岸箇所の決定					○	○			○	
航行船舶に支障のない箇所の検討・調整					○					
指定された箇所への船の移動（離岸）										○

初動対応の流れ（例）

①事業所で発生した場合

事象	感染者	事業所 （企業ＢＣＰ）	保健所	港湾管理者
感染疑い	・事業所へ電話連絡 ・かかりつけ医もしくは指定の病院を受診	・陽性の場合の対応について事前検討		
陽性確定	・事業所へ電話連絡 ・保健所へ連絡（状況により医療機関から） ・入院または療養	●状況に応じて、事業の一部停止 ・接触者の確認 ・保健所からの指示に従い、消毒等を実施 ・接触者リストの作成、保健所への提出 ・勤務体制の変更等、事業継続の対策 ・港湾管理者へ連絡	・連絡を受け、当事者の調査 ・職場など接触者調査 （対応方針は感染拡大状況に応じて変更となる）	・事業所からの連絡を受け、事業継続方針を確認 ・関係機関（四国地整、運輸局、海上保安部）へ連絡 ・適宜、情報収集・情報共有
調整終了		●事業再開		

②内航船舶内で発生した場合

事象	感染者	船会社・船舶代理店 （企業ＢＣＰ）	保健所	港湾管理者	海上保安部
感染疑い	・船舶代理店へ連絡 ・保健所または医療機関の指示に従って受診	・保健所と検診方法を調整 （船内検査・下船して受診 等） ・陽性の場合の対応について事前検討	・連絡を受け、検診方法を決定		
陽性確定	・船会社、船舶代理店へ電話連絡 ・保健所へ連絡（状況により医療機関から） ・保健所の指示に従って移動 ・入院または療養	●停泊（離岸・着岸） ・港湾管理者、海上保安部へ連絡 ・停泊位置の調整 ・接触者の確認 ・保健所からの指示に従い、消毒等を実施 ・接触者リストの作成、保健所への提出 ・勤務体制の変更等、事業継続の対策	・当事者の調査 ・感染者の搬送方法の決定（移送または船内） ・接触者調査 （対応方針は感染拡大状況に応じて変更となる） ・港湾管理者との情報共有	・保健所、海上保安部との情報共有 ・岸壁の利用調整（停泊位置の決定） ・船舶の事業継続方針を確認 ・関係機関（四国地整、運輸局）へ連絡 ・適宜、情報収集・情報共有	・港湾管理者との情報共有
調整終了		●事業再開			

③外航船舶内で発生した場合

事象	感染者	船会社・船舶代理店 （企業ＢＣＰ）	保健所	港湾管理者	海上保安部・検疫所・税関・出入国管理局
感染疑い	・船舶代理店へ連絡 ・保健所または医療機関の指示に従って受診	・保健所と検診方法を調整 （船内検査・下船して受診 等） ・陽性の場合の対応について事前検討	・連絡を受け、検診方法を決定		
陽性確定	・船会社、船舶代理店へ電話連絡 ・保健所へ連絡（状況により医療機関から） ・保健所の指示に従って移動 ・入院または療養	●停泊（離岸・着岸） ・港湾管理者、海上保安部へ連絡 ・検疫所、税関、出入国管理局へ連絡 ・停泊位置の調整 ・接触者の確認（原則、乗組員全員が接触者） ・保健所からの指示に従い、消毒等を実施 ・接触者リストの作成、保健所への提出 ・勤務体制の変更等、事業継続の対策	・当事者の調査 ・感染者の搬送方法の決定（移送または船内） ・接触者調査 （対応方針は感染拡大状況に応じて変更となる） ・港湾管理者との情報共有	・保健所、海上保安部、検疫所、税関、出入国管理局 との情報共有 ・岸壁の利用調整（停泊位置の決定） ・船舶の事業継続方針を確認 ・関係機関（四国地整、運輸局）へ連絡 ・適宜、情報収集・情報共有	・入院（入国）方法の検討、調整 ・港湾管理者との情報共有
調整終了		●事業再開			

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の５つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の５つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の５つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の５つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の５つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『５つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における**新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認**いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。**職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施**いただくことが大切です。
- 確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に努めてください。また、その**結果について全ての労働者が確認できるように**してください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている（手指消毒薬の使用も可）。	はい・いいえ
	・その他（ ）	はい・いいえ

項	目	確認
(3) 三つの密の回避等の徹底		
	・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 日常的な健康状態の確認		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・出社時の確認や労働者の日々の体調を確認できるアプリの活用等により、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・体調不良時には正直に申しやすい雰囲気を醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申し休みことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 一般的な健康確保措置		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(7) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
	・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策		
(1) 基本的な対策		
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善		
	・季節に応じて、リーフレット「『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」、「熱中症予防に留意した『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」、「冬場における『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」を参照し、適切に換気を行っている。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ

項	目	確認
	・その他()	はい・いいえ
(3) 多くの人が密集する場所の改善		
	・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
	・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
	・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
	・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
	・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
	・休憩時間の3密回避のため、労使協議の上、昼休みを時間差で設定している。	はい・いいえ
	・寄宿舎や社員寮等の労働者が集団で生活する場合でも、三つの密(密集、密接、密閉)の回避をはじめとする基本的な感染防止対策を実施するよう、労働者に周知啓発を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 接触感染の防止について		
	・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
	・自由に着席場所を選んで仕事を行うフリーアドレスを導入する場合には、使用前後での消毒、十分な座席間隔の確保、利用状況の記録等を実施することとしている。	はい・いいえ
	・事業所内で複数の労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめにアルコール(容量%で60%以上)、界面活性剤、次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液、有効塩素濃度80ppm以上(ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は100ppm以上)の次亜塩素酸水、又は遊離塩素濃度25ppm(25mg/L)以上の亜塩素酸水による消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 近距離での会話や発声の抑制		
	・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触や近距離での会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・どうしてもマスクなしで1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
	・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6) 共用トイレの清掃等について		
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
	・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液、又は遊離塩素濃度100ppm(100mg/L)以上の亜塩素酸水で手袋を用いて消毒する。	はい・いいえ

項 目		確認
	・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いいえ
	・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(7) 休憩スペース等の利用について	
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
	・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
	・社員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
	・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
	・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(8) ゴミの廃棄について	
	・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して廃棄することとしている。	はい・いいえ
	・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
4 配慮が必要な労働者への対応等		
	・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底と、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を求めている。	はい・いいえ
	・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者や同居家族(同居者)にそうした者がいる労働者については、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。	はい・いいえ
	・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。	はい・いいえ
	・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応		
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
	・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ

項	目	確認
(2)陽性者等が出た場合の対応		
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
	・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3)その他の対応		
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。	はい・いいえ
	・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。	はい・いいえ
	・クラスター発生時等に濃厚接触者等の特定のために保健所から従業員の情報を求められた場合に備え、日々雇用の者を含む全ての従業員について、電話番号等を含めた連絡先を名簿等の形で把握している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
6 熱中症の予防(※暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認してください。)		
	・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負荷を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
	・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあります。	はい・いいえ
	・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R3.7.2版

国 港 経 第 ４ 号の 2
令和 2 年 4 月 13 日

各地方運輸局海事振興部（海事）部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省港湾局港湾経済課長

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大時の港湾運送の確保について

新型コロナウイルス感染症については、令和 2 年 4 月 7 日に 7 都府県を対象として新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われたところであり、港湾運送事業を含む物流・運送サービスを提供する事業者については、新型コロナウイルス感染症対策本部で同日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、「社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する」事業者として、事業継続を要請されているところです。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時にも、港湾運送に従事する方々の感染を防ぎつつ、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するため、令和 2 年 4 月 13 日付で一般社団法人日本港運協会、全国港湾労働組合連合会（全国港湾）及び全日本港湾運輸労働組合同盟（港運同盟）に対して、別紙のとおり要請文書を発出しておりますので、了知頂くとともに、適切に対応頂きますようお願いいたします。

国 港 経 第 ４ 号
令和２年４月１３日

一般社団法人日本港運協会 御中

全国港湾労働組合連合会
全日本港湾運輸労働組合同盟
宛にも同様の文書

国土交通省港湾局港湾経済課長

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大時の港湾運送の確保について（要請）

平素より大変お世話になっております。また、港湾行政へのご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、我が国の貿易の約９９．７％が港湾を通じて行われていることも明らかなとおり、港湾荷役を担う港湾運送事業は我が国の物流ネットワークを支える重要なインフラです。新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下においても、我が国の国民生活と経済活動等を支える上で、港湾荷役の機能が維持されることは極めて重要です。

新型コロナウイルス感染症については、令和２年４月７日に７都府県を対象として新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われたところであり、港湾運送事業を含む物流・運送サービスを提供する事業者については、新型コロナウイルス感染症対策本部で同日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、「社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する」事業者として、事業継続を要請されているところです。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時にも、港湾運送に従事する方々の感染を防ぎつつ、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するため、下記のとおり、港運労使の皆様に対して必要なご協力をお願いするとともに、港湾運送事業法に基づく規制について柔軟な運用を行うことと致しましたので、傘下会員・組合への周知を含め、ご協力を賜りますよう、宜しくお願い致します。

記

１．港運労使への要請事項

（１）感染防止対策の徹底

手洗い、咳エチケット等の新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を確実に実施すること。

（２）陽性者等が発生した場合の適切な対応

役員や従業員に新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者が発生した場合、保健所及び国土交通省に速やかに報告を行うとともに、保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。

また、保健所の指示に従い、感染拡大防止のための措置を適切に講じること。

なお、新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合に国土交通省へ報告する際は、「新型コロナウイルス感染症に係る情報提供依頼について」（令和２年３月１１日国土交通省港湾局港湾経済課事務連絡）を踏まえ対応すること。

（３）港湾運送の確保

①港湾労働者派遣事業の活用等

港湾運送事業者又は当該港湾運送事業者の下請をする港湾運送事業者（専門の事業者）の役員、従業員又はその家族が新型コロナウイルス感染症の患者や濃厚接触者となったこと等により、引き受けた港湾運送を行うために必要な労働者が不足した場合には、港湾労働法に基づく港湾労働者派遣事業の活用等により、必要な労働者の確保に努めること。

②他の港湾運送事業者等との協力

上記①によっても必要な労働者を確保できない場合には、必要な労働者が確保できるようになるまでの間、他の港湾運送事業者による港湾運送や他の埠頭での港湾運送への変更などを含め、必要に応じ、他の港湾運送事業者の協力を求めつつ、緊急物資その他の貨物の港湾運送に支障が生じることがないように、適切に対応すること。

③緊急物資の優先的な取扱い

新型インフルエンザ等対策特別措置法第５４条第１項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関（国又は都道府県知事の指定を受けた外航海運事業者、内航海運事業者、貨物自動車運送事業者等）に対し、国、都道府県等から運送の要請があった緊急物資については、他の貨物に優先して運送すること。

また、国、都道府県又はこれに準ずる者から優先的な運送の要請があった緊急物資に準ずる貨物についても、他の貨物に優先して運送するように努めること。

④事前協議制度等に基づく労使協議における柔軟かつ機動的な対応

上記①・②を含め、港湾運送の確保のために講じようとする措置が、事前協議

制度等に基づく労使協議の対象となる場合にあっては、緊急物資の輸送を含め、国民生活等に必要な物流を安定的に確保するため、迅速に結論が得られるよう、港運労使において、可能な限り柔軟かつ機動的な対応を行うように努めること。

⑤事業継続計画（BCP）の策定・変更

新型コロナウイルス感染症の拡大時にも港湾運送事業の継続を確保するため、自社の事業継続計画（BCP）の策定又は変更に努めること。

２．港湾運送事業法に基づく規制の柔軟な運用

（１）港湾運送事業法に基づく監査等の取扱い

港湾運送事業法に基づく下請の制限（第１６条）や事業計画に定める業務の確保（第１７条の２）に関する規定等に形式的には違反している場合であっても、当該違反の原因が、専ら港湾運送事業者又は当該港湾運送事業者の下請をする港湾運送事業者（専業の事業者）の役員、従業員又はその家族が新型コロナウイルス感染症の患者や濃厚接触者となったこと等であることが客観的に確認でき、緊急物資等に係る物流を確保するためにやむを得ない事由があるものと認められる場合は、当該港湾運送事業者に対する監査や行政処分・行政指導等について柔軟に取り扱う方針であること。

（２）港湾運送事業報告の取扱い

港湾運送事業報告規則第２条に基づいて、令和２年４月３０日までに提出することが求められているものについては、令和２年６月１日までに提出すれば良いこととする。

なお、電子メールや郵送による提出も可能であること。

事務連絡

令和２年４月３０日

一般社団法人日本船主協会 殿
外国船舶協会 殿
日本船舶代理店協会 殿
外航船舶代理店業協会 殿
一般社団法人日本港運協会 殿

外航貨物船の船内荷役時の
新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項

国土交通省海事局外航課長
国土交通省港湾局港湾経済課長

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な感染拡大の下でも、グローバル・サプライチェーンを維持し、国民生活や産業活動に必要な物資を安定的に供給していくことが求められており、そのためには、外航貨物船の船内荷役時の外航船員と港湾労働者の相互間の感染を防止するとともに、これらの労働者が安心して船内荷役に取り組むことができる環境を整えていくことが重要です。

このため、厚生労働省が企業に対して要請している取組や、国内外の外航貨物船や港湾における取組例などを参考に、下記のとおり、外航海運事業者や港湾運送事業者向けに、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が終息するまでの当分の間の実施が推奨されるものとして、「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項」をとりまとめましたので、お知らせします。

つきましては、貴協会の傘下会員の皆様にも下記を参考に新型コロナウイルス感染症への感染防止対策の充実・強化をお願い致したく、貴協会におかれましては、傘下会員への周知にご協力をお願い申し上げます。

記

①以下のいずれかの症状がある者は、船内荷役（打ち合わせ及び作業）に従事させないこと。（有症状の外航船員は船内の別室等へ隔離し、有症状の港湾労働者は乗船させないこと。）

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱がある者（解熱剤を服用中の者も同様に扱う。）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者

②外航船員及び港湾労働者は、真に業務上の必要がある場合を除き、相互に接触を控えることとし、電子メールその他の方法により代替するなど業務の進め方を工夫すること。

③対面での会話や目視による点検など、やむを得ず業務上接触する場合も、以下に掲げる取組みを実施すること

- ・必要最小限の参加者及び時間で行うこと
- ・外航船員と港湾労働者の相互間の距離を確保すること（できるだけ2メートル以上）。
- ・物品（書類、USBメモリ等）の直接の手渡しはできるだけ避けること。（例えば、「一方が物品を置いた後でそこから離れ、他方が近づいて受け取る」など）
- ・外航船員は、港湾労働者の乗船中は、船内のタリールーム（検数室）や港湾労働者用のトイレ・休憩室の使用を避けること。港湾労働者は、船内の業務上必要のない場所に立ち入らないこと。

④船室内の換気に努め（※１）、打ち合わせは、屋外又は換気の良い船室内で行うこと。

※１：機械換気の場合は、換気設備を適切に運転・管理すること。窓の開閉が可能な場合は、１時間に２回程度の頻度で窓を全開して換気すること。

⑤マスク（入手できない場合は、簡易フェイスシールドや布等の鼻や口を覆うもの）を着用すること。

⑥石けんでの手洗い又は手指のアルコール消毒を徹底すること。
（出社・帰宅、乗船・下船、飲食・喫煙・トイレ等の際にこまめに実施）

- ⑦船側は、船内荷役を開始する前及び後に、港湾労働者が手指で触れる場所（※２）の消毒（※３）を実施すること。

※２：タラップの手すり、ドアノブ、トイレの排水レバー、打合せスペース・休憩室等のテーブルや椅子、照明や空調機器のスイッチ類、荷役機器の操作装置等の港湾労働者が手指で触れる箇所。

※３：消毒は薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後に水拭きすること。または消毒用アルコール等で消毒すること。

- ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認の上、0.05%の濃度に薄めて使用すること（使用方法の詳細はメーカーのホームページ等で確認すること）

- ・消毒用アルコールは、濃度 70%以上のものを使用すること

- ⑧検疫所、保健所等の行政機関から指示や指導があった場合は当該指示等に速やかに従うこと。

港湾運送事業・港湾運送関連事業の 新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン

一般社団法人 日本港運協会

令和３年１１月１日改定 第７版
(令和２年５月１８日策定)

■ 目 次 ■

１．はじめに

２．感染防止のための基本的な考え方

- （１）基本的な考え方
- （２）リスク評価とリスクに応じた対応
- （３）基本的な対策

３．講じるべき具体的な対策

- （１）感染予防対策の体制
- （２）健康管理・労務管理
- （３）通勤・外勤
 - ①勤務体系
 - ②通勤手段（公共交通／マイカー・バイク・自転車／送迎バス）
 - ③外勤
- （４）勤務
 - ①共通事項
 - ②職場
 - ③現場（船内作業／荷役機械／ゲート窓口等）
- （５）休憩
 - ①食堂・休憩室・控室・仮眠室
 - ②トイレ
 - ③喫煙所
 - ④屋外休憩場所
- （６）来客への対応
- （７）従業員等の意識向上
- （８）陽性者等が発生した場合の対応

４．おわりに

- （別添１）「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」（抜粋）
- （別添２）外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項
- （別添３）感染症対策へのご協力をお願いします
- （別添４）「密閉」「密集」「密接」しない！
- （別添５）人との接触を８割減らす、１０のポイント
- （別添６）感染リスクが高まる「５つの場面」
- （別添７）「新しい生活様式」の実践例
- （別添８）令和２年度の熱中症予防行動
- （別添９）寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

１．はじめに

【港湾運送事業等における感染拡大予防の必要性】

港湾運送事業者及び港湾運送関連事業者（以下「港湾運送事業者等」という。）は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和２年３月２８日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者として位置付けられており、その事業の継続が要請されている。

一方で、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、完全な終息までの期間が長期にわたり、今後も持続的な対策が必要になることが見込まれており、このような中で、港湾運送事業者等が、継続的にその責務を果たしていくためには、事業継続のために必要な感染拡大予防対策を適切に講じていくことが必要である。

このため、基本的対処方針の変更等をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、国土交通省から（一社）日本港運協会に対し、港湾運送事業者等を対象に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のガイドラインを策定するなど、自主的な感染防止のための取組みを進めるよう、協力要請があったところである。

【本ガイドラインの位置付け】

本ガイドラインは、上記要請を踏まえ、港湾運送事業者等に対する推奨事項を参考として整理したものである。本ガイドラインは、緊急事態宣言下はもとより、緊急事態宣言が終了した段階においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより港湾運送事業者等の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。

今後、本ガイドラインを広く業界に普及させるとともに、各港湾運送事業者等において、個々の職場・現場や感染リスクの実態に即した、実行可能な効果的な対策を、迅速かつ適確に講じることにより、感染拡大の予防に万全を期していく必要がある。

なお、本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和２年５月４日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）や厚生労働省の公表資料、国土交通省からの通知、情報提供や助言、港湾労働者の意見などを参考に、感染症の専門家の監修を経て策定したものである。

本ガイドラインは、令和３年１０月時点の最新の情報に基づき作成されているが、新型コロナウイルス感染症については、日々、様々な知見が明らかになっているところであり、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた基本的対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

感染症対策にあたっては、本ガイドラインのほか、その要点をまとめたチェックリストも併せて活用されたい。また、本ガイドラインに記載のない取組を含め、各港湾運送事業者等において、業界内外の好事例を積極的に取り入れつつ、現場において創意工夫しながら、感染リスクの実態に即した対策を実践していくことが重要である。

なお、本ガイドラインは、（一社）日本港運協会の会員である港湾運送事業者等が行う感染拡大防止対策を想定したものであるが、港湾及びその近傍で事業を営む会員以外の事業者が行う対策の一助となることも期待する。

２．感染防止のための基本的な考え方

（１）基本的な考え方

港湾運送事業者等は、自らの職場・現場や感染リスクの実態を十分に踏まえ、自らの事業所の建物内に留まらず、他の事業者と共用する施設や荷役機械、船内荷役を行う貨物船、通勤経路を含む周辺地域において、従業員や経営者（以下「従業員等」という。）への感染拡大を防止するよう努める。

また、従業員等が感染した場合においても、濃厚接触者が多数発生することがないよう、朝礼、会議等や現場での待機中、作業中、休憩中を含め、自社の従業員等相互間や自社の従業員等と取引先の従業員等との間での濃厚接触が生じないよう、普段から業務上の工夫を行うよう努めるものとする。

このため、「三つの密」（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））の回避や「５つの場面」（①飲酒を伴う懇親会、②大人数や長時間に及ぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり）における感染リスクを下げる取組によって、クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況を回避するため、以下の点を踏まえつつ、ターミナルオペレーター、元請事業者、専業事業者、船社、トラック事業者等の関係者で相互に積極的に協力し、最大限の対策を講じる。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応策については、新たな知見が得られるたびに充実しているので、逐次厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルス感染症について」を確認することとする。

（参考）新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）令和２年６月２４日時点版
新型コロナウイルス感染症の予防法

問３ 濃厚接触とはどのようなことでしょうか。濃厚接触者となった場合は、どんなことに注意すればよいでしょう。

濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は上述のとおり、１．距離の近さと２．時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（１ｍ程度以内）で１５分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間（発症２日前から入院等した日まで）に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査（積極的疫学調査）を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。

例えば、１５分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「３密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断しますので、聞き取り調査などにご協力ください。

濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従ってください。濃厚接触者は、感染している可能性があることから、感染した方と接触した後１４日間は、健康状態に注意を払い（健康観察）、不要不急の外出は控えてください。（以下略）

（２）リスク評価とリスクに応じた対応

港湾運送事業者等においては、まずは、デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染のそれぞれについて、自社の従業員等や取引先の従業員等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

特に、感染リスクが高まる「５つの場面」の下記各場面が該当するところを具体的に点検し、個々の場面に重点を置いた対策を実施する。

（場面１）飲酒を伴う懇親会等

具体的には本ガイドライン３．（７）に記載する対策を行うことが考えられる。

（場面２）大人数や長時間におよぶ飲食

具体的には本ガイドライン３．（７）に記載する対策を行うことが考えられる。

（場面３）マスクなしでの会話

具体的には本ガイドライン２．（３）に記載する対策を行うことが考えられる。

（場面４）狭い空間での共同生活

具体的にはトイレなどの共用部分において、本ガイドライン３．（４）または（５）に記載する対策を行うことが考えられる。

（場面５）居場所の切り替わり

具体的には休憩時間に入った時など、居場所が切り替わる場面では、本ガイドライン３．（５）に記載する対策を行うことが考えられる。

三つの密（密集・密閉・密接）のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるよう日頃から徹底する。

接触感染のリスク評価としては、他の事業者と共用する施設や荷役機械、船内荷役を行う貨物船などを含め、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターや自動販売機のボタン、車両や荷役機器のハンドル・レバー・ボタンなど）には特に注意する。

飛沫感染・マイクロ飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、屋内や船内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

（３）基本的な対策

以下の点は、対策を行う上での基本となるため、十分に理解するとともに、その徹底を図る必要がある。

なお、気温・湿度が高い場面においては、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を十分に行いながら、熱中症予防にもこれまで以上に心掛ける必要がある。

また、寒冷な場面においては、適切な室内環境（温度・湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行い、新型コロナウイルス感染症の感染防止に取り組む必要がある。

(換気の徹底)

- ・デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、必要換気量（一人あたり毎時30 m³）を満たし「換気が悪い空間」としないために、職場の建物が機械換気（空気調和設備、機械換気設備）の場合、換気設備を適切に運転・管理し、建築物衛生法関係法令の空気環境の調整に関する基準が満たされているよう徹底する。
- ・職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回以上（1回に5分以上）程度の頻度で窓を全開して数分間程度換気する。複数の窓がある場合、二方向の窓を開放する。窓が一つしかない場合は、ドアを開ける。
- ・また、換気に加えて、必要に応じ、かつ、可能な範囲でCO2測定装置を設置する等により換気状況を常時モニターし、1000ppm以下（※）を維持する。なお、CO2測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。
※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。
- ・HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。

①気温・湿度が高い場面

- ・感染拡大の予防のため、冷房時でも換気扇や窓開放によって換気を確保する必要がある。この場合、室内温度が高くなるので、熱中症予防のために食堂、休憩室等のエアコンの温度設定をこまめに調整する。
- ・換気機能のない冷暖房設備（循環式エアコン）のみが設置されている場合、「熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」（下記ホームページ）により、「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気と、熱中症予防の両立を図る。
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640913.pdf>
- ・特に、一般の家庭用エアコンは空気を循環させるだけで換気を行っていないため、以下の様な工夫を行う。

新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）令和2年7月30日時点版
緊急事態宣言と政府の方針 問4（本格的な夏の到来で、熱中症予防のために、一般的な家庭用エアコンをかけ続けています。そのために換気ができないのですが、どのような工夫をしたらよいのでしょうか。）より

<一般家庭でのエアコン使用中の換気>

新型コロナウイルス感染予防のためには、室内の空気が1時間に2回以上入れ替わるような換気を確保することとしており、多くの方が利用する商業施設等では専用の機械換気設備が設けられています。

一般家庭でも、お住いの建物に組み込まれている換気システム（24時間換気システムなどと呼ばれています）や、台所や洗面所の換気扇を常時稼働させることで、室温を大きく変動させることなく最小限の換気を行うことができます。

（略）

<一般家庭での機械換気のコツ>

「24時間換気システム（常時換気設備）」

：スイッチを切らないようにしてください。また、換気機能を確保するため、定期的にフィルターの掃除を行いましょう。給気口の位置にもご注意ください。家具等でふさぐと効果が落ちてしまいます。

「換気扇」

：台所や浴室についている換気扇でも常時運転すれば、夏場の暑い時期でも最小限の換気を行うことができます。室内温度の大きな変動を起こしませんので、台所やトイレを使用しないときも運転することが推奨されます。

＜窓開けによる換気のコツ＞

窓開けによる換気は、対角線上にあるドアや窓を２か所開放すると効果的な換気ができます。また、窓が１つしかない場合は、部屋のドアを開けて、扇風機などを窓の外に向けて設置しましょう。

夏場の暑い時期の窓開けは、室温が大きく上がらないよう注意し、外気温が低い時間帯に行うなど工夫しましょう。

②寒冷な場面

- ・寒い環境においても機械換気による常時換気を行う。機械換気が設置されていない場合には、室温が下がらない範囲で、常時窓開け（窓を少し開け、室温は１８℃が目安）を行う。連続した部屋等を用いた２段階の換気やHEPA フィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる。
- ・換気しながらも適度な保湿のため（湿度４０％以上を目安）、加湿器の使用やこまめな拭き掃除を行う。

（対人距離の確保と咳エチケット）

- ・職場や現場においては、マスクの着用を原則とし、整列をさせる場合には、列にマークを付ける等、人と人との間に十分な距離（できるだけ２mを目安に（最低１m））を確保する。
- ・外来者、顧客・取引先等と対面で接触する場合は、距離（２メートル以上）を取る。
- ・業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、マスクの着用を徹底する。
- ・デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、正しいマスクの着用について施設内で掲示等を行い周知するとともに、咳エチケットについて徹底する。十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う（品質の確かな、できれば不織布を着用）。正しいマスクの着用法については、「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」（下記ホームページ）等を参照する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

参考動画：<https://youtu.be/VdyKX4eYba4>

- ・高温・多湿の環境下でのマスクの着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも２m以上）が確保できる場合には、マスクを外しても差し支えない。その際は、周囲の人に断りを入れ、大声での会話や相手と正面で向かい合っただけの会話を避ける。

- ・高温・多湿の環境下でマスクを着用する場合は、強い負荷の作業等は避け、のどが渇いていなくてもこまめな水分補給を心がける。また、休憩の際は、周囲の人と十分な距離（少なくとも2 m以上）を確保した上でマスクを外しても差し支えない。その際は、周囲の人に断りを入れ、大声での会話や相手と正面で向かい合っの会話を避ける。
- ・少しでも体調に異変を感じたら、速やかに涼しい場所に移動する。

（参考）「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_cronanettyuu.html

（大声を出さないことの徹底）

- ・デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、大声を出さないように施設内で掲示等を行うなど、啓発を行い、その徹底に努める。
- ・職場の室内等でマスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨を周知する。

（手洗い・手指消毒の徹底）

- ・デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、流水と石けんによるこまめな手洗いを徹底する。（洗い残しがないよう、丁寧に最低30秒以上かけて手洗いをする。）

- ・従業員等に対し、正しい手洗い方法を指導する。

参考動画：<https://youtu.be/Eph4Jmz244A>

- ・洗面台、トイレ等に手洗いの実施について掲示を行う。
- ・感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを手洗い場はもとより、入口及び施設内に備え付けて使用する。

※手指消毒用アルコールは、エタノール濃度70～95%のものを使用すること。（消毒効果が十分に得られるよう、より高濃度のものは精製水等で同範囲に薄めて使用すること。なお、70%以上の消毒用エタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用してもよい。）一方で、次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）は、手指には用いないこと。

※厚生労働省のホームページ「新型コロナウイルス感染症について」に掲載されている手洗いの啓発用リーフレット「接触感染に注意！」を活用。

（定期的でこまめな消毒）

- ・施設内共用部（出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙室）や、ウイルスが付着した可能性のある場所（トイレ、手すり、テーブル・椅子、調味料等）の定期的かつこまめな消毒を徹底する。

※ 手で触れる共有部分の消毒には、熱水、次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）、アルコール消毒液による消毒が勧められること。これ以外でも、界面活性剤（いわゆる住宅用・台所用洗剤）による効果も期待されており、また、一定濃度以上の「次亜塩素酸水」が新型コロナウイルスの量を減少させることが確認されている。

「次亜塩素酸ナトリウム」による消毒を行う場合は、正しく水で0.05%までに薄めた上で使用し、素手で取り扱ったり、吸入したり目に入ったりすると健康に害を及ぼす可能性があるため、絶対に行わないこと。

「次亜塩素酸水」による消毒を行う場合は、目に見える汚れをあらかじめ落とした上で、①拭き掃除には、有効塩素濃度 80ppm 以上の次亜塩素酸水を使い、十分な量の次亜塩素酸水で濡らすことで、②次亜塩素酸水の流水で掛け流す場合は、有効塩素濃度 35ppm 以上のもので 20 秒以上掛け流すことでウイルスの量が減らせるとされている。いずれの場合も、次亜塩素酸水が残らないよう、きれいな布やペーパーで拭き取ること。

また、有機物が存在する環境下での使用が想定されている「亜塩素酸水」による消毒を行う場合は、①清拭する場合、遊離塩素濃度 25ppm (25mg/L) 以上の亜塩素酸水をペーパータオル等に染み込ませてから対象物を清拭（拭いた後数分以上置くこと。）し、その後、水気を拭き取って乾燥させること。②浸漬する場合、対象物を遊離塩素濃度 25ppm (25mg/L) 以上の亜塩素酸水に浸漬（数分以上浸すこと。）し、取り出した後に水気を拭き取って乾燥させること。③排泄物やおう吐物等の汚物がある場合、汚物をペーパータオル等で静かに拭き取った上で、汚物のあった場所にペーパータオル等を敷き、その上に遊離塩素濃度 100ppm (100mg/L) 以上の亜塩素酸水をまき（数分以上置くこと。）、ペーパータオル等を回収後、残った亜塩素酸水を拭き取って乾燥させること。

界面活性剤の具体的な名称やその濃度、次亜塩素酸水を使う際の注意事項などについては、下記に示す各種ホームページで確認すること。また、具体的な用途や使用上の注意については、製品に記載された情報を確認の上、正しく使用すること。

※新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

（参考）厚生労働省・経済産業省「身のまわりを清潔にしましょう」

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf

（参考）厚生労働省・経済産業省・消費者庁「新型コロナウイルス対策ポスター「次亜塩素酸水を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項」」

<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013-4.pdf>

（参考）独立行政法人 製品評価技術基盤機構新型「コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤を含む洗剤について」

<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>

（参考）国民生活センター「除菌や消毒をうたった商品について正しく知っていますか？-新型コロナウイルスに関連して-」

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20200515_2.pdf

(参考) 経済産業省・独立行政法人製品評価技術基盤機構「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」

<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013-3.pdf>

(参考) 消費者庁・経済産業省・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策__消毒や除菌効果を謳う商品は、目的に合ったものを、正しく選びましょう。」

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_system_20200626_01.pdf

(飛沫防止の防護フィルム等)

・送迎バスの運転席の周囲への防護フィルムや、コンテナターミナルゲートの窓口、食堂、休憩室、会議室等へのアクリル板・透明ビニールカーテンを設置する場合には、火災の予防に十分に留意して設置すること。

(参考) 火災予防のための留意点

- ・火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。
- ・同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
- ・一般的に、飛沫防止のための使用が考えられる透明のシート類については、引火点、発火点、自己消化性の有無等の性質を踏まえると、ポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製のものが比較的燃えにくい素材である考えられていること。
- ・難燃性、不燃性、防災製品などの情報については、製造者等の製品仕様を確認することが望ましいこと。
- ・シート類については、(公財)日本防災協会が定める防災性能基準に適合するものが防災製品として認定されているものがあり、防災製品として認定された製品や材料には防災製品ラベルが貼付されていること。
- ・不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

(一般的な健康確保措置の徹底)

- ・疲労の蓄積につながるおそれがある長時間の時間外労働等を避ける。
- ・一人ひとりが十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行う。
- ・職場において、労働者の日々の健康状態の把握に配慮する。

３．講じるべき具体的な対策

港湾運送事業者等が新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策として講じることが考えられる推奨事項は以下のとおりである。また、政府の最新の「基本的対処方針」や、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の最新の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」等で推奨されている取組については、以下に記載のない場合でも、取り組むことが推奨される。

本ガイドラインは、全ての職場や現場において全ての推奨事項を一律に実施することを求めるものではなく、このような前提で、本ガイドラインでは、先進的なものを含め、想定される取組を前広に列挙している。

地域における感染状況や、個々の職場・現場の実態は様々であり、これを反映し、個々の職場・現場の感染リスクの実態も多様である。このため、各港湾運送事業者等が、個々の職場・現場で実際に講じる取組を検討するに当たっては、「２．感染防止の基本的な考え方」を踏まえつつ、個々の職場・現場や感染リスクの実態に即した、現実的に実行可能な効果的な対策を選定し、着実に取組を進めていくことが重要である。

なお、緊急事態宣言の対象地域・期間においては、別添１「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」（抜粋）を踏まえて対応する必要がある。特に、特定警戒都道府県においては感染予防拡大対策の一層の徹底が求められることに留意する。

（１）感染防止対策の体制

- ・経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・国・自治体・（一社）日本港運協会等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。
- ・マスク、手指消毒用アルコール等の感染防止対策のために必要な物資について、計画的に備蓄を行う。

（２）健康管理・労務管理

- ・職場において、従業員（雇用関係の有無に関わらず、同じフロア又は現場で勤務する者をいう。以下同じ。）の日々の健康状態の把握に配慮する。なお、健康観察アプリなどの活用も有用である。
- ・従業員及び経営者（以下「従業員等」という。）に対し、出勤前に、体温や新型コロナウイルス感染症を疑われる症状の有無を確認させる。従業員に平熱を超える発熱や風邪様症状がある場合には、その従業員には出勤させず、自宅療養とする社内ルールを徹底し、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談させ、各種休暇制度の取得を奨励する。
- ・出勤後に少しでも体調が悪い従業員等が見出された場合や従業員等が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員等に対し、可能な限り抗原簡易キットを活用して検査を実施し、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。

- ・抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の上で、「接触者」に対して PCR 検査等を速やかに実施する。
- ・抗原簡易キットの購入にあたっては、
 - ① 連携医療機関を定めること
 - ② 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
 - ③ 国が承認した抗原簡易キットを用いること
- ・これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL を参照する。

（令和３年６月２５日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第２版）について」）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

（令和３年８月１３日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

- ・感染の拡大の防止のため、厚生労働省が無償で提供するスマートフォン用の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA※）の利用を従業員等に呼び掛け、このアプリによる通知（新型コロナウイルスの陽性者と過去１４日間に、概ね１メートル以内で１５分以上の近接した状態の可能性があった場合の通知）のあった従業員等にはアプリの画面に表示される手順に沿って検査の受診を促す。
- ・発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員等は、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針などを参考にし、症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

※COVID-19 Contact Confirming Application : App Store 又は Google Play で「接触確認アプリ」で検索してインストール可能。（本アプリの使用には、電源を ON にしたうえで Bluetooth を有効にしておく必要がある。）

（参考）日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成

「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」

<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>

- ・入国した日の過去１４日以内に入管法に基づく入国制限対象地域への滞在歴がある場合は、入国の次の日から起算して１４日間は、テレワーク等を行い、出勤を控えるよう指示する。
- ・出社時に体温測定を行うなど発熱の有無の確認を行う。
- ・従業員等が新型コロナウイルス感染症の陽性者又は濃厚接触者となった場合には、濃厚接触者の自宅待機などの保健所の指示に従う。
- ・産業医等の助言を得つつ、妊娠中の女性労働者や、高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有する従業員に対して、労務管理上の配慮を十分に行う。
- ・寮などで集団生活を行っている場合や、従業員等同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な環境など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的な PCR 検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。
- ・ワクチン接種について「新型コロナワクチンについて」（下記ホームページ）等を参照する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

（３）通勤・外勤

①勤務体系

- ・ 管理部門などを中心に、テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）が可能な従業員には、積極的にこれを励行する。
- ・ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドラインなどを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。
（参考）厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html
- ・ オンラインでの会議や打ち合わせを活用し、会議等のための出勤を抑制する。
- ・ 積極的な時差出勤・時差退勤の導入により、混雑時間帯の公共交通機関の利用やロッカールーム等の混雑を避ける。
- ・ ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）が可能な職種については、ローテーションによる交代勤務を積極的に導入する。

②通勤手段

（公共交通）

- ・ 公共交通機関を利用して通勤する従業員等は、マスク（入手できない場合等は、布やフェイスシールド等の鼻や口を覆うもの。以下同じ。）の着用を徹底する。
- ・ 通勤時は、電車等の車内換気に協力する。
- ・ 通勤時は、不必要な会話を抑制する。

（マイカー、バイク、自転車）

- ・ 公共交通機関が混雑している区間・時間帯に通勤せざるを得ない従業員について、駐車・駐輪場所の確保が可能な場合は、マイカー、バイク又は自転車での通勤を認める。

（送迎バス）

- ・ 風邪等の症状がある運転者は乗務を見合わせる。（予め代替要員を確保しておく。）
- ・ 運転者及び乗客はマスクの着用を徹底する。
- ・ 通勤時は、不必要な会話を抑制する。
- ・ 運転席の後ろ最前列及び運転席横の座席の利用を制限する。
- ・ 運転席の周囲に防護フィルム等を設置する。
- ・ 窓の開放換気を行う。雨天時などで困難な場合は、車内換気装置を外気導入最大で使用する。
- ・ 起終点・休憩地点での運転席の窓・乗降口の開放換気を実施する。
- ・ 温度調整が不要な時期は、窓の開放換気を実施する。
- ・ 乗降口のドアノブ、手すり、つり革、アシストグリップ、シートなどの不特定多数が接触する場所は、定期的にこまめに清拭消毒を行う。
※同じ車両で通勤した数名の従業員の感染が確認された事例が港湾運送事業者から報告されており、感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。

③外勤

- ・オンライン会議や電話、電子メール等を活用し、出張や外出はやむを得ない場合にのみ行う。特に、感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。地域の感染状況に注意する。
- ・出張や外出を行う場合は最小人数とし、マスクを着用する。
- ・出張や外出は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかないようにする。
- ・帰社・帰宅時、飲食前等には流水と石けんによるこまめな手洗いを徹底する。石けんによる手洗いを行うことができない場合は、手指のアルコール消毒を行う。
- ・出張時や外出時には面会相手や時間、経路、訪問場所などを記録に残す。

(４) 勤務

①共通事項

- ・人が滞留しないよう動線を確保する。
 - ・従業員等に対し、始業時、休憩後を含め、定期的なこまめな手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。
 - ・従業員等に対し、勤務中の正しいマスクの常時着用、大声や長時間の会話を控えることを徹底する。
 - ・特に、対面での打ち合わせや倉庫内などの屋内で対人距離の確保が難しい作業を行う場合は、マスクの着用を徹底する。
 - ・咳エチケットを徹底する。
 - ・風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高ことから、その規模の大小にかかわらず、換気の徹底等によりそのような空間をなるべく作らない等の工夫をする。
 - ・電子メールや各種のオンラインサービス、ファックス、郵便、宅配便などを活用し、社内外の関係者との間の書類や物品の対面での受け渡し回数の削減を図る。(例. 文書の写真ファイルやPDFファイルを電子メールで受け取って確認し、後日、原本はまとめて郵送／書類そのものの廃止など) 受け渡しを行った後は、流水と石けんによる手洗い又は手指のアルコール消毒を行う。
 - ・朝礼・点呼・夕礼等の定例ミーティングについては、3密を避けるため、中止又は時間短縮、対人距離の確保、小グループでの分割実施を検討する。
 - ・個々の従業員の専用とすることが可能な器具や装備、衣服については、共有を避ける。共有するものについては、定期的に消毒を行う。
 - ・制服、作業服や手袋などの衣服や仮眠室のシーツ、枕カバー等はこまめに洗濯又は消毒する。
- ※新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点からは、手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする。(防寒、日焼け防止、滑り止めなど、感染防止以外の目的で手袋を使用する場合は、こまめに洗濯(洗濯ができない素材の場合は、消毒)する。)

②職場

- ・従業員等が、できる限り2メートル（最低1 m）を目安に、対人距離を保てるよう、座席配置を工夫する。
- ・物品・機器等（例：電話、パソコン、フリーアドレスのデスク等）については複数人での共用をできる限り回避する。共用しなければならない場合には、定期的にこまめに消毒する。
- ・テレビ会議、電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議、イベント等をできる限り回避する。
- ・採用説明会や面接などについては、オンラインでの実施も検討する。
- ・株主総会については、事前の議決権行使を促すことなどにより、来場者のない形での開催も検討する。
- ・会議を対面で行う場合、三密回避はもとより、換気、椅子を減らしたり机などに印をつけたりするなどによる身体的距離の確保、時間を短くすること、マスク着用のそれぞれの徹底、必要最小限での開催など、基本的な感染防止策を徹底するとともに、必要に応じ、オンライン会議等を活用する。
- ・エレベーターの中では会話を控える。
- ・建物全体や個別の室内の換気を徹底する。
- ・加湿器を設置する。
- ・ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- ・ゴミはこまめに回収し、鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に密閉する。
- ・不特定多数が接触する箇所を定期的にこまめに消毒する。（手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。）

（例）打ち合わせ用のテーブル、椅子の背もたれ、応接用のテーブル、ソファの座面、受付カウンター、エレベーターのボタン、階段の手すり、自動販売機のボタン、ドアノブ、照明のスイッチ、エアコンのボタン、タイムカードのレコーダー、電話、パソコンの電源スイッチ・キーボード、タブレット、コピー機やプリンターの電源・タッチパネル 等

③現場

（船内作業）

- ・乗船までの待機中、作業中、休憩中は、密集せず、対人距離を確保する。
なお、作業中の対人距離の確保が難しい場合には、安全上必要な場合を除き、大声での会話を控えるようにする。
- ・上記のほか、外航貨物船の船内荷役を行う場合には、海外から来訪する外航船員から船内荷役に従事する港湾労働者への感染を防止するため、別添2「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項」（令和2年4月30日付け（令和2年7月1日改定）国土交通省海事局外航課長・港湾局港湾経済課長事務連絡。以下「船内荷役推奨事項」という。）に記載の取組みを適切に実施する。
- ・船内清掃等の船内で行う港湾運送関連事業についても、船内荷役推奨事項に準じた取組を実施する。

(参考) 新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け) 令和 2 年 6 月 24 日
時点版新型コロナウイルスについて
問 7 感染者が見つかった場所 (外国、国内) から送られてくる手紙や
輸入食品などの荷物により感染しますか。

現在のところ、中国やウイルスが見つかったその他の場所から積み出された物品との接触から人が新型コロナウイルスに感染したという報告はありません。WHO も、一般的にコロナウイルスは、手紙や荷物のような物での表面では長時間生き残ることができないとしています。(以下略)

(荷役機械)

- ・室内の換気を徹底する。
- ・ガントリークレーン、RTG、ストラドルキャリア、トップリフター、フォークリフト等の荷役機械のハンドル、レバー、ボタン、タッチパネル等の操作装置やシートの手すり等は、定期的にこまめに消毒する。

(受付窓口等)

- ・コンテナターミナルゲートの窓口等の人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽し、三密の回避と身体的距離を確保するほか、マスク着用と換気を徹底し、飛沫感染対策を図るものとする。
- ・窓口係員は、マスクを着用し、大声での会話は控えるようにする。
- ・トレーラー運転者等の来客には、できる限りマスクを着用していただくようお願いする。
- ・室内の換気を徹底する。
- ・コンテナターミナルゲートのトレーラー運転者用の受付端末のタッチパネル・ボタンや、事務所のドアノブ、受付カウンターなどの不特定多数が接触する箇所は、定期的にこまめに清拭消毒を行う。
- ・金銭を徴収する場合には、接触防止の観点から電子マネーやキャッシュレス決済の導入を奨励する。なお、カード類や現金の受け渡しにはコイントレーを活用する。

(5) 休憩

以下の①～③は、感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。

①食堂・休憩室・控室・仮眠室

- ・昼休み等の休憩時間をずらす、利用者の人数制限をする、予め利用時間を定める、椅子を間引く、施設を追設する、人と人との十分な間隔を空けた整列を促すなどにより、利用者の集中を避け、2メートル以上の対人距離を確保するよう努める。
- ・大声や長時間の会話を控える。
- ・顔の正面からできる限り2mを目安に最低1m距離を確保することを含め真正面の配置を避ける。
- ・テーブル上に区切りのパーティション(アクリル板等)を設置する。
- ・金銭を徴収する場合には、接触防止の観点から電子マネーやキャッシュレス決済の導入を奨励する。なお、カード類や現金の受け渡しにはコイントレーを活用する。

- ・飲食物を提供する場合には、食事中以外のマスク着用を徹底し、感染防止対策を実施した上で、飲食可能エリアを設定する。
- ・食事、着替え等でマスクを着用できないときは、会話を控える。
- ・室内の常時換気を徹底する。
- ・加湿器を設置する。
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的にこまめに消毒する。
- ・手や口が触れるもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒する。
- ・従業員等は入室前と退室後に手洗いを徹底する。
- ・更衣室の混雑を避けるため、自家用車での通勤者など、自宅で制服や作業服に着替えることが可能な従業員には、これを励行する。

②トイレ

- ・トイレの換気を徹底する。
 - ・便器は、特別な清掃は不要のため、通常の清掃を実施する。
 - ・ドアノブ、ロック、便座、蓋、排水レバーなどの不特定多数が接触する箇所は、定期的にこまめに清拭消毒を行う。
 - ・トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう掲示する。
 - ・トイレでは手洗いを徹底する。・手洗い場に石けん又は消毒液を設置する。
 - ・共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。
- ※なお、ハンドドライヤーについては最近のエビデンスに基づき、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、また、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合には、使用を可とする。
- ・混雑が予想される場合には、人と人との十分な間隔を空けた整列を促すなど対策を行う。

③喫煙所

- ・喫煙所の換気を徹底する。
- ・加湿器を設置する。
- ・喫煙中は、屋外であっても２メートル以上の距離を確保するよう努める。
- ・屋外の喫煙所や屋内の喫煙専用室では、会話や携帯電話による通話を慎む。

④屋外の休憩場所

- ・屋外で休憩や食事を行う場合であっても、必要に応じ休憩時間をずらすなどにより、２メートル以上の対人距離を確保するよう努める。

（６）来客への対応

- ・来客に対しても従業員等に準じた感染拡大予防対策への協力を求めるため、自社の感染拡大予防対策の内容について、来客の所属企業等に説明したり、文書を送付することにより、協力を確保する。この際には、必要に応じ、政府からの要請文書や本ガイドラインを活用する。
- ・来客に対し、掲示物や声掛けにより、マスクの着用や手指消毒等への協力を呼び掛ける。

- ・建物の入口やエレベーターホール等に手指消毒液を配置する。
- ・来客がマスクを持参していない場合に提供するため、来客用のマスクを備えておく。
- ・来客の氏名及び連絡先を把握する。
- ・接触者を把握するため、各都道府県等で順次提供がはじまっている QR コードを活用した新型コロナを追跡するシステムを利用し、来客が訪問した施設等において感染拡大防止に努める。

(参考)

広島県：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/ncov-qr.html>

千葉市：https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/seisaku/corona_tsuiseki.html

(7) 従業員等の意識向上

- ・国、地方自治体等がホームページ等を通じて提供している最新の情報を収集し、感染拡大を防止するための知識・知見等を従業員等に周知する。
- ・従業員等に対し、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が呼び掛けている以下の取組を周知し、日常生活を含む行動変容を促す。
 - － 感染症対策へのご協力をお願いします（別添３）
 - － 「密閉」「密集」「密接」しない！（別添４）
 - － 人との接触を８割減らす、１０のポイント（別添５）
 - － 感染リスクが高まる「５つの場面」（別添６）
 - － 「新しい生活様式」の実践例（別添７）
 - － 令和２年度の熱中症予防行動（別添８）
 - － 寒冷な場面における新型コロナウイルス感染防止等のポイント（別添９）
- ・緊急事態宣言の対象地域・期間においては、従業員等による勤務時間外の飲食を伴う会合の開催を控える。
- ・新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者となった従業員等やその関係者が、社内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員等を指導するとともに、円滑な職場復帰のために十分に配慮を行う。
- ・感染が拡大している国・地域から寄港する外航貨物船の船員や、陽性者が発生した取引先等の従業員などに対し、差別的な言動を行わないよう、従業員等を指導する。また、従業員等が取引先等の従業員等から差別的な言動を受けた場合には、取引先等に対し、適切な配慮を求める。

(8) 陽性者等が発生した場合の対応

- ・職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者（以下「陽性者等」という。）が発生した場合に備え、衛生上の職場の対応ルールを作成し、労働者に周知しておく。
- ・保健所による積極的疫学調査が実施される場合は、積極的に協力する。
- ・職場の消毒や濃厚接触者の自宅待機などの保健所や医療機関の指示に従う。
- ・複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の従業員等で陽性者が確認された場合は、ビル貸主の指示にも従う。
- ・陽性者の行動範囲を踏まえ、職場の消毒等を行う。同勤務場所の従業員等に自宅待機させることを検討する。

- ・陽性者について、労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告を提出する。
（例えば、自宅で感染したことが明らかな場合など、就業中や事業場及びその附属建物とは関係のない場合、提出は不要だが、感染経路が明らかではない場合などは、管轄の労働基準監督署に相談する。）
- ・陽性者等の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないように留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- ・職場内で陽性者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に留意しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。
- ・労働者が陽性者等になったことをもって、解雇その他の不利益な取扱いや差別等を受けることがないようにする。
- ・陽性者が業務又は通勤に起因して発症したものと認められる場合には、労災保険給付の請求を勧奨する。

※いずれについても、別添１の記４を参照の上、対応すること。

４．おわりに

新型コロナウイルスの出現に伴い、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式を実践していく必要がある。これは、従来の生活では考慮しなかったような場においても感染予防のために行うものである。

新型コロナウイルス感染症は、無症状や軽症の人であっても、他の人に感染を広げる例がある。新型コロナウイルス感染症対策には、自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠である。そのためには一人ひとりの心がけが何より重要である。従業員一人ひとりが、日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけることで、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を防ぐことができ、本人のみならず、大事な家族や友人、同僚の命を守ることにつながるものと考えてる。

策定日・改定日

令和２年	５月１８日策定	初 版
令和２年	５月２８日改定	第２版
令和２年	７月 ３日改定	第３版
令和２年	８月１３日改定	第４版
令和２年	１１月３０日改定	第５版
令和３年	５月２４日改定	第６版
令和３年	１１月 １日改定	第７版

(別添1)

○「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について」

(令和3年4月26日厚生労働省労働基準局長通知) (抜粋)

記

1 労務管理の基本的姿勢

基本的対処方針(別添2)の三の(3)「まん延防止」の4「職場への出勤等」、8「重点措置区域における取組等」、9「緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等」及び12「クラスター対策の強化」の内容に基づき、職場における感染防止対策に取り組んでいただきたいこと。

また、職場において特に留意すべき「取組の5つのポイント」(参考資料1)の取組状況を確認していただき、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討し、実施していただきたいこと。

その際、労働者の理解や協力を得つつ、事業者が主体となり、これらの取組を実施していただくに当たって、特に、以下の(1)から(6)にご留意いただきたいこと。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応策については、新たな知見が得られるたびに充実しているところであるので、逐次厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルス感染症について」を確認いただきたいこと。

(1) 職場における感染防止の進め方

職場における新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、事業者、労働者それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくことが必要であること。このため、事業者においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を定め、全ての労働者に伝えていただくとともに、労働者も取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた一人一人の行動変容を心がけていただくことが重要であること。

具体的には、①労働衛生管理体制の再確認、②換気の徹底等の作業環境管理、③職場の実態に応じた作業管理、④手洗いの励行など感染予防に関する基本的な知識も含めた労働衛生教育、⑤日々の体調管理等も含めた健康管理に留意して取組を実施いただきたいこと。

職場における感染防止を検討する際に疑問点等が生じた場合には、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」(参

考資料２）を積極的に活用していただきたいこと。

（２）テレワークの積極的な活用

厚生労働省では、テレワークについて、テレワーク相談センターにおける相談支援等を行っている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、関係省庁と連携し、テレワークや時差出勤の一層の活用のため、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレット（参考資料３）も作成し、周知を行っている。さらに、使用者が適切に労務管理を行うとともに、労働者も安心して働くことのできる良質なテレワークの導入・実施を進めていくことができるよう、本年３月に労務管理の留意点等をまとめたテレワークガイドラインの改定を行っている。

こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、正規雇用労働者・非正規雇用労働者の双方に対し、テレワークを積極的に進めていただきたいこと。

（３）電子申請の活用等について

窓口の混雑による感染拡大防止の観点から、郵送や電子申請を積極的に活用していただきたいこと。

（４）感染リスクが高まる「５つの場面」の周知等

新型コロナウイルス感染症の伝播は、主にクラスターを介して拡大することから、クラスター連鎖をしっかりと抑えることが必須である。このため、新型コロナウイルス感染症対策分科会がクラスター分析を踏まえて取りまとめた、大人数や長時間におよぶ飲食などの「感染リスクが高まる『５つの場面』」（参考資料４）について労働者に周知を行っていただきたいこと。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知を行っていただきたいこと。また、狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。このため寄宿舍や社員寮等の労働者が集団で生活する場合でも、三つの密（密集、密接、密閉）の回避をはじめとする基本的な感染防止対策を実施するよう、労働者に周知啓発を行っていただきたいこと。

併せて、新しい生活様式の定着に向けて、参考資料５の「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」等を活用して、引き続き、労働者に周知を行っていただきたいこと。

接触確認アプリ（COCOA）について、参考資料６の「新型コロナウイルス接触確認

アプリ」等を活用して、インストールを勧奨していただきたいこと。

このほか、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室では、一部地域において感染源の探知・早期の対応・再拡大防止を目的とする「新型コロナウイルスモニタリング検査」を実施しているところであり、対象地域の事業主におかれては検査への参加を検討していただきたいこと（別添３）。

（５）雇用調整助成金等を活用した休業の実施

感染拡大を防ぐため、労働者を休業させるときには、労使がよく話し合って労働者の不利益の回避に努めていただきたいこと。なお、緊急事態宣言や要請などがある場合でも、一律に労働基準法第 26 条の休業手当の支払義務がなくなるものではないことにご留意いただきつつ、労使が協力して、労働者が安心して休業できる体制を整えていただきたいこと。

また、同法に基づく休業手当の支払の要否にかかわらず、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、労働者を休業させ、事業主がその分の休業手当を支払った場合、雇用調整助成金の対象になり得ること。

なお、雇用調整助成金については、企業規模を問わず、緊急対応期間において助成額の上限を引き上げ、解雇等を行わない企業に対して助成率を引き上げるとともに、雇用保険被保険者でない非正規雇用労働者も対象とする等の拡充を行っており、雇用調整助成金の効果的な活用をお願いしたいこと。

また、事務処理や資金繰りの面から雇用調整助成金を活用した休業手当の支払いが困難な中小企業の労働者のために創設した、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、大企業のシフト制労働者等も対象に加えた。休業手当が支払われていない労働者にはその申請を検討いただくとともに、その申請書類には事業主が記載する部分もあることから、事業主においては適切に対応いただきたいこと。また、日々雇用、登録型派遣、いわゆるシフト制の労働者などについて、過去６ヶ月間、同じ事業所で、継続して一定の頻度で就労していた実績があり、事業主側も新型コロナウイルス感染症がなければ同様の勤務を続けさせる意向があったと確認できるなどの場合には、休業支援金の対象となり得る旨のリーフレットを公表しているところであり、事業主におかれては、対象となり得る労働者への周知を含め、適切にご協力いただきたいこと。（参考資料７）

（６）子どもの世話や家族の介護が必要な労働者のための有給の休暇制度の導入

新型コロナウイルス感染症によって小学校等が臨時休業等になり、それに伴って子どもの世話のために労働者が休業する場合について、当該子どもの世話をする労働者

のために有給休暇制度及び両立支援制度を整備し、有給休暇の利用者が出た事業主に対する助成制度（※１）を活用いただきたいこと。

また、家族の介護が必要な労働者に有給の休暇を取得させた事業主に対する助成制度（※２）を活用していただきたいこと。

※１ 両立支援等助成金（育児休業等支援コース）の新型コロナウイルス感染症対応特例（参考資料８）

小学校等が臨時休業等になり、それに伴い、子どもの世話をを行う必要がある労働者が、特別有給休暇（賃金全額支給）を取得できる制度の規定化及び小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援制度の仕組みを社内周知し、当該有給の休暇を４時間以上労働者に取得させた事業主に対して、対象労働者１人あたり５万円を支給する制度。既に年次有給休暇や欠勤などで対応した場合に、事後的に特別休暇に振り替えた場合も支給対象。なお、小学校休業等対応助成金については昨年度限りで終了。

（注）１事業主につき１０人まで（上限５０万円）

※２ 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）の新型コロナウイルス感染症対応特例

新型コロナウイルス感染症への対応として法定の介護休業とは別に介護のための有給の休暇（所定労働日で２０日以上）を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計５日以上労働者に取得させた中小企業事業主に助成をする制度。既に年次有給休暇や欠勤などで対応した場合に、事後的に特別休暇に振り替えた場合も支給対象。

２ 職場における感染予防対策の徹底について

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、多くの関係団体では、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを作成し、その周知等に取り組んで来られたところであるが、引き続き、職場での感染防止策の確実な実践に取り組む必要がある。

具体的には、別添４の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用して職場の状況を確認していただくとともに、独立行政法人労働者健康安全機構がホームページで公表している動画教材「職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を推進するためのポイント」を参照していただく等により、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策を検討いただき、取組内容を高齢者や基礎疾患（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧症、心血管疾患、肥満（BMI30以上）など）を有する者などの重症化リスク因子を有する者をはじめ、すべての労働者に共有していただきたいこと。

また、外国人労働者の皆さんが安心して働くためには、職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の内容を正しく理解することが重要であり、外国人労働者を

雇用する事業者においては、外国人労働者一人ひとりの状況に応じた配慮をしていただきたいこと。

外国人労働者に新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る教育等を行う際には、参考資料9のリーフレットに記載の「職場内外における感染拡大防止のポイント」や10カ国語に翻訳（やさしい日本語版も作成）した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用する等していただきたいこと。

感染防止対策の検討に当たって、職場に、労働安全衛生法により、安全衛生委員会、衛生委員会、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等が設置・選任されている場合、こうした衛生管理の知見を持つ労使関係者により構成する組織の有効活用を図るとともに、労働衛生の担当者に対策の検討や実施への関与を求めていること。

なお、産業医や産業保健スタッフの主な役割については、一般社団法人日本渡航医学会及び公益社団法人日本産業衛生学会が公表した「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」（令和2年5月11日発行。令和2年12月15日最終改訂）に示されているので一つの参考としていただきたいこと。

併せて、労働安全衛生法により、安全衛生委員会、衛生委員会、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等が設置・選任されていない事業場については、独立行政法人労働者健康安全機構の産業保健総合支援センターにおいて、メールや電話による相談の受付、各種情報の提供等を行っているので、その活用について検討していただきたいこと。

また、参考資料10の「『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」、「熱中症予防に留意した『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」、「冬場における『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」に、推奨される換気の方法等を取りまとめたので、参考にしていきたいこと。

このほか、マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなるため、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求める等、熱中症防止対策についても着実に実施いただきたいこと。その際、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」（参考資料11）の実施事項を参考にしていきたいこと。

3 配慮が必要な労働者等への対応について

発熱、咳などの風邪の症状がみられる労働者については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考慮した労務管理を行っていただきたく、具体的には、下に掲げる対応が考えられること。

また、高齢者や基礎疾患（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧症、心血管疾患、肥満（BMI30 以上）など）を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者に対しては、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、テレワークや時差出勤などの感染予防のための就業上の配慮を行っていただきたいこと。特に、妊娠中の女性労働者が、母子保健法の保健指導又は健康診査に基づき、その作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師又は助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合には、事業主は、この指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（テレワーク又は休業をいう。）等の措置を講じる必要があることに留意いただきたいこと。この措置により休業が必要な女性労働者に有給の休暇を取得させた事業主に対する助成制度については、有給休暇制度の整備及び労働者への周知の期限並びに休暇付与の期限を令和4年1月31日までとしており、引き続き積極的にご活用いただきたいこと。なおテレワークを行う場合は、メンタルヘルスの問題が顕在化しやすいという指摘があることにも留意いただきたいこと。

- ・ 発熱、咳などの風邪症状がみられる労働者への出勤免除の実施やテレワークの指示を行うとともに、その間の外出自粛を勧奨すること。
- ・ 労働者を休業させる場合、休業中の賃金の取扱いについては、労使で十分に話し合った上で、有給の特別休暇制度を設けるなど、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えること。
- ・ 風邪の症状が出現した労働者が医療機関を受診するため等やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は極力控えるよう注意喚起すること。
- ・ 発熱等の症状が生じた場合には、まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談するよう促すこと。
- ・ また、相談する医療機関に迷う場合には、地域ごとに設置されている受診・相談センターに電話で相談し、その指示に従うよう促すこと。

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金」（参考資料12）

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上）の休暇制度を整備し社内周知を行い、令和3年4月1日以降に当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた事業主に対し助成。1事業場につき、1回限り、15万円支給。

「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）」（参考資料13）

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者

働者が取得できる有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上）の休暇制度を整備し社内周知を行い、当該休暇を合計20日以上労働者に取得させた事業主に対し助成。1事業所当たり5人まで、対象労働者1人当たり28.5万円支給。

4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について

（1）衛生上の職場の対応ルールについて

事業者においては、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者（以下「陽性者等」という。）が発生した場合に備え、以下の項目を盛り込んだ対応ルールを作成し、労働者に周知いただきたいこと。この際、企業における具体的な取組事例を取りまとめた参考資料14の「新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール（例）」を適宜参考にしていただきたいこと。

4月23日より、別添5のとおり、感染拡大を防止する観点から、いわゆる「三つの密」となりやすい環境や集団活動を行うなど濃厚接触が生じやすい環境にある職場におけるクラスター発生時の行政検査（PCR検査等）については、濃厚接触者に限らず、幅広い接触者を検査の対象者とするのとされたことにご留意いただき、保健所より検査対象者として受検指示があった場合には検査を受ける必要があることを労働者に周知するとともに、受検に関する勤務時間の調整等必要な配慮をしていただきたいこと。また、保健所から職場における検査対象者の決定について協力を求められた場合には、適切に対応していただきたいこと。

また、新型コロナウイルスの陽性者について、労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告の提出に留意いただき、同報告書を作成する際には参考資料15のリーフレットを適宜参考にしていただきたいこと。

なお、新型コロナウイルス感染症患者については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、入院・宿泊療養・自宅療養を終えるものであるため、療養終了後に勤務等を再開するに当たって、労働者本人や人事労務担当者等から医療機関や保健所への各種証明の請求についてはお控えいただきたいこと。

- ・ 労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者への報告に関すること（報告先の部署・担当者、報告のあった情報を取り扱う担当者の範囲（※）等）

（※）「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成30年9月7日付け労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第1号）に留意。

- ・ 労働者が陽性者等であると判明した場合の保健所との連携に関すること（保健所からPCR検査等を受けるよう指示された労働者に対する受検勧奨、保健所と連携する部署・担当者、保健所と連携して対応する際の陽性者と接触した労働者の

対応等)

- ・ 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関すること
- ・ 陽性者が陰性になった後、職場復帰する場合の対応に関すること（PCR 検査の結果や各種証明書は不要である等）
- ・ 労働者が陽性者等になったことをもって、解雇その他の不利益な取扱いや差別等を受けることはないこと
- ・ その他必要に応じ、休業や賃金の取扱いなどに関すること等

（２）労災補償について

労働者が業務に起因して新型コロナウイルスに感染したものと認められる場合には、労災保険給付の対象となること。（参考資料 16）

これまで労働基準監督署においては、新型コロナウイルス感染症に係る労災請求に対して、多くの労災認定を行っており、厚生労働省ホームページにおいて、参考資料 17 のとおり、職種別の労災認定事例を公表しているところである。医療従事者はもとより、飲食店員、販売店員やタクシー運転者等、多様な職種の労働者の労災認定を行っているので、参考にしながら、業務に起因して感染したと思われる労働者から積極的に労災請求がなされるよう労災請求を勧奨していただきたいこと。

なお、労働者が新型コロナウイルスに感染した場合の労災補償に係る Q&A については、厚生労働省ホームページに掲載しているので、確認していただきたいこと。

5 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

事業者においては、国、地方自治体、公益性の高い学術学会等がホームページ等を通じて提供している最新の情報を収集し、必要に応じ感染拡大を防止するための知識・知見等を労働者に周知いただきたいこと。

その際、新型コロナウイルス感染症に関することも含めた職場のメンタルヘルス不調、過重労働による健康相談等についてメール・電話・SNS による相談を受け付ける「こころの耳」や精神保健福祉センター等のメンタルヘルスに関する相談窓口を労働者に周知いただきたいこと。また、DV や児童虐待に関する相談などの窓口についても、必要に応じ、労働者に周知いただきたいこと。

また、厚生労働省ホームページにおいて、過去に新型コロナウイルスに感染したことを理由とした、人格を否定するような言動等は、職場におけるパワーハラスメントに該当する旨がある旨を掲載しているので、労働者に対し、言動に必要な注意を払うよう周知いただきたいこと。

なお、過去に新型コロナウイルス感染症に感染したことなどを理由とした個別の労働

紛争（偏見・差別等に基づくいじめ・嫌がらせを含む）があった場合は、都道府県労働局等の総合労働相談コーナーにおいて相談を受け付けていることも、併せて周知いただきたいこと。

（注）

文中の「別添」や「参考資料」は以下のURLを参照のこと。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html

(別添２)

事務連絡

令和２年４月３０日

令和２年７月１日改定

一般社団法人日本船主協会 殿
外国船舶協会 殿
日本船舶代理店協会 殿
外航船舶代理店業協会 殿
一般社団法人日本港運協会 殿

外航貨物船の船内荷役時の
新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項

国土交通省海事局外航課長
国土交通省港湾局港湾経済課長

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な感染拡大の下でも、グローバル・サプライチェーンを維持し、国民生活や産業活動に必要な物資を安定的に供給していくことが求められており、そのためには、外航貨物船の船内荷役時の外航船員と港湾労働者の相互間の感染を防止するとともに、これらの労働者が安心して船内荷役に取り組むことができる環境を整えていくことが重要です。

このため、厚生労働省が企業に対して要請している取組や、国内外の外航貨物船や港湾における取組例などを参考に、下記のとおり、外航海運事業者や港湾運送事業者向けに、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が終息するまでの当分の間の実施が推奨されるものとして、「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項」をとりまとめましたので、お知らせします。

つきましては、貴協会の傘下会員の皆様にも下記を参考に新型コロナウイルス感染症への感染防止対策の充実・強化をお願い致したく、貴協会におかれましては、傘下会員への周知にご協力をお願い申し上げます。

記

- ① 以下のいずれかの症状がある者は、船内荷役（打ち合わせ及び作業）に従事させないこと。（有症状の外航船員は船内の別室等へ隔離し、有症状の港湾労働者は乗船させないこと。）

- ・ 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱がある者（解熱剤を服用中の者も同様に扱う。）
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者

- ② 外航船員及び港湾労働者は、真に業務上の必要がある場合を除き、相互に接触を控えることとし、電子メールその他の方法により代替するなど業務の進め方を工夫すること。

- ③ 対面での会話や目視による点検など、外航船員と港湾労働者がやむを得ず業務上接触する場合は、以下に掲げる取組みを実施すること

- ・ 必要最小限の参加者及び時間で行うこと
- ・ 相互間の距離を確保すること（できる限り 2 メートル（最低 1 m）を目安とする）。
- ・ 物品（書類、USB メモリ等）の直接の手渡しはできるだけ避けること。（例えば、「一方が物品を置いた後でそこから離れ、他方が近づいて受け取る」など）
- ・ 外航船員は、港湾労働者の乗船中は、船内のタリールーム（検数室）や港湾労働者用のトイレ・休憩室の使用を避けること。港湾労働者は、船内の業務上必要のない場所に立ち入らないこと。

- ④ 船室内の換気に努め（※ 1）、打ち合わせは、屋外又は換気の良い船室内で行うこと。

※ 1：機械換気の場合は、換気設備を適切に運転・管理すること。船室内の窓の開閉が可能な場合は、気象・海象の状況も勘案しながら、1 時間に 2 回以上（30 分に 1 回以上）の頻度で窓を全開して数分間程度換気すること。空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

- ⑤ マスク（入手できない場合は、簡易フェイスシールドや布等の鼻や口を覆うもの）を着用すること。

- ⑥流水と石けんによるこまめな手洗い（※２）又は手指のアルコール消毒（※３）を徹底すること。

（出社・帰宅、乗船・下船、飲食・喫煙・トイレ等の際にこまめに実施）

※２：洗が残しがないよう、丁寧に最低３０秒以上かけて手洗いをする
と。

※３：手指消毒用アルコールは、エタノール濃度７０～８３％のものを
使用すること。（消毒効果が十分に得られるよう、より高濃度の場合は
精製水等で同範囲に薄めて使用すること。なお、７０％以上の消毒用
エタノールが入手困難な場合には、６０％台のエタノールを使用して
もよい。）

- ⑦船側は、船内荷役を開始する前及び後に、港湾労働者が手指で触れる場所
（※４）の消毒（※５）を実施すること。

※４：タラップの手すり、ドアノブ、トイレの排水レバー、打合せス
ペース・休憩室等のテーブルや椅子、照明や空調機器のスイッチ類、荷役
機器の操作装置等の港湾労働者が手指で触れる箇所。

※５：消毒は薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後に水拭きする
こと。または消毒用アルコール等で消毒すること。

・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確
認の上、０．０５％の濃度に薄めて使用すること（使用方法の詳細はメー
カーのホームページ等で確認すること）

- ⑧新型コロナウイルスへの感染防止対策と熱中症対策の両立を図ること。

- ・上記のとおりマスクの着用が推奨されるが、高温・多湿の環境下でのマ
スクの着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人
と十分な距離（少なくとも２ｍ以上）が確保できる場合には、マスクを
外しても差し支えない。その際は、周囲の人に断りを入れ、大声での会
話や相手と正面で向かい合っの会話を避けること。
- ・高温・多湿の環境下でマスクを着用する場合は、強い負荷の作業等は避
け、のどが渇いていなくてもこまめな水分補給を心がけること。また、
休憩の際は、周囲の人と十分な距離（少なくとも２ｍ以上）を確保した
上でマスクを外しても差し支えない。その際は、周囲の人に断りを入れ、
大声での会話や相手と正面で向かい合っの会話を避けること。
- ・少しでも体調に異変を感じたら、速やかに涼しい場所に移動すること。

- ⑨新型コロナウイルス感染症の患者が発生した外航貨物船に関し、検疫所、
保健所等の行政機関から船内の消毒等の指示や指導があった場合は当該指
示等に速やかに従うこと。



感染症対策へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



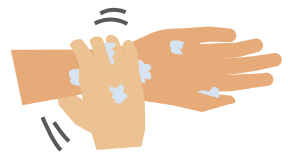
指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗いします。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う



2 ゴムひもを
耳にかける



3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生省

検索

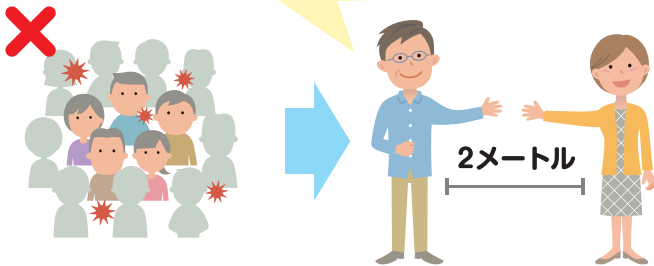


新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

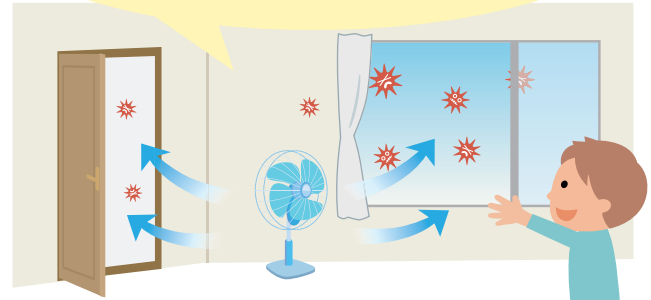
「密閉」「密集」「密接」しない!

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意!

他の人と
十分な距離を取る!



窓やドアを開け
こまめに換気を!



屋外でも密集するような
運動は避けましょう!

少人数の散歩や
ジョギングなどは大丈夫

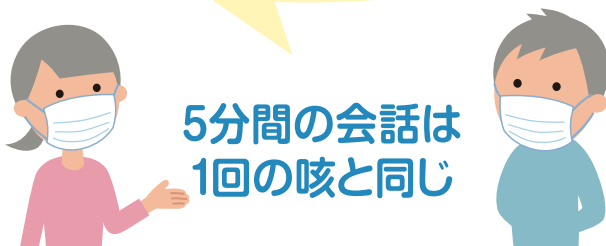


飲食店でも距離を取りましょう!

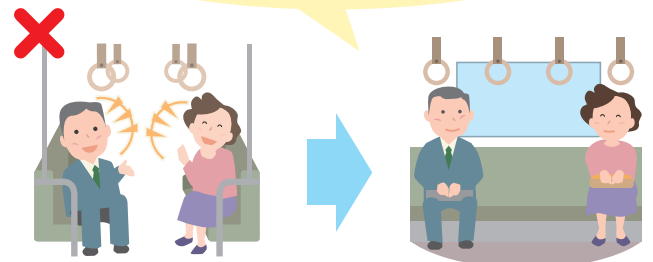
- ・ 多人数での会食は避ける
- ・ 隣と一つ飛ばしに座る
- ・ 互い違いに座る



会話をするときは
マスクをつけましょう!



電車やエレベーターでは
会話を慎みましょう!



人との接触を **8割減らす**、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、**あなたと身近な人の命**を守れるよう、日常生活を見直してみましょう。

1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
または**少人数で**
すいている時間に



3 ジョギングは
少人数で
公園は**すいた時間、**
場所を選ぶ



4 待てる買い物は
通販で



5 飲み会は
オンラインで



6 診療は**遠隔診療**

定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8 飲食は
持ち帰り、
宅配も



9 仕事は**在宅勤務**

通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10 会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましょう

1. 換気の悪い**密閉空間**
2. 多数が集まる**密集場所**
3. 間近で会話や発声をする**密接場面**

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



（１）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の３つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - ☐ 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

（２）日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



密集回避

密接回避

密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い

（３）日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- ☐ 接触確認アプリの活用を
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（４）働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

熱中症予防 × コロナ感染防止で 「新しい生活様式」を健康に!

「新しい生活様式」とは：新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗いの実施や「3密(密集、密接、密閉)」を避ける、等を取り入れた日常生活のこと。

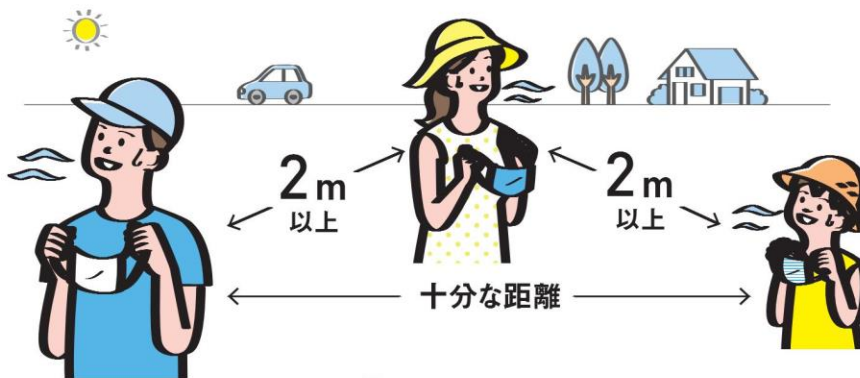
注意 マスク着用により、熱中症のリスクが高まります

マスクを着けると皮膚からの熱が逃げにくくなったり、気づかいうちに脱水になるなど、体温調節がしづらくなってしまいます。暑さを避け、水分を摂るなどの「熱中症予防」と、マスク、換気などの「新しい生活様式」を両立させましょう。



熱中症を防ぐために マスクをはずしましょう

ウイルス
感染対策は
忘れずに!



屋外で

人と2m以上

(十分な距離)

離れている時

《 マスク着用時は 》



激しい運動は避けましょう

のどが渇いていなくても
こまめに水分補給をしましょう



気温・湿度が高い時は

特に注意しましょう





暑さを避けましょう

- ・涼しい服装、日傘や帽子
- ・少しでも体調が悪くなったら、涼しい場所へ移動
- ・涼しい室内に入れなければ、外でも日陰へ



のどが渇いていなくても こまめに水分補給をしましょう



1時間ごとに 入浴前後や起床後も
コップ1杯 まず水分補給を

・1日あたり
1.2L(1.2ℓ)を目安に



ペットボトル 500mL 2.5本
コップ約6杯

- ・大量に汗をかいた時は**塩分**も忘れずに



エアコン使用中も こまめに換気をしましょう

(エアコンを止める必要はありません)

注意

一般的な家庭用エアコンは、室内の空気を
循環させるだけで、換気は行っていません

- ・窓とドアなど**2か所**を開ける
- ・扇風機や換気扇を併用する



- ・換気後は、エアコンの温度を
こまめに再設定



暑さに備えた体づくりと 日頃から体調管理をしましょう

- ・暑さに備え、暑くなり始めの時期から、無理のない
範囲で**適度に運動**(「やや暑い環境」で「ややきつい」
と感じる強度で**毎日30分程度**)

水分補給は
忘れずに!



- ・毎朝など、**定時の体温測定と健康チェック**
- ・体調が悪い時は、無理せず**自宅で静養**

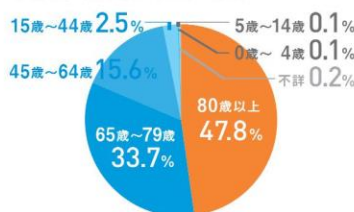
知っておきたい 熱中症に関する大切なこと



熱中症による死亡者の数は
真夏日(30℃)から増加
35℃を超える日は特に注意!

運動は原則中止。外出はなるべく避け、
涼しい室内に移動してください。

■年齢別／熱中症死亡者の割合

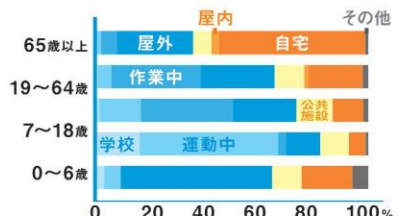


出典:「熱中症による死亡数 人口動態統計2018年」厚生労働省

熱中症による死亡者の
約8割が高齢者

約半数が80歳以上ですが、
若い世代も注意が必要です。

■年齢・発生場所別／熱中症患者の発生割合



出典:「救急搬送データから見る熱中症患者の増加」国立環境研究所 2009年

高齢者の熱中症は
半数以上が自宅で発生

高齢者は自宅を涼しく、若い世代は屋外
での作業中、運動中に注意が必要です。

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。

周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

1. 基本的な感染防止対策の実施

○マスクを着用

(ウイルスを移さない)

○人と人の距離を確保

(1mを目安に)

○「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に

○3密を避ける、大声を出さない

『5つの場面』

場面1：飲酒を伴う懇親会

場面2：大人数や長時間におよぶ飲食

場面3：マスクなしでの会話

場面4：狭い空間での共同生活

場面5：居場所の切り替わり

2. 寒い環境でも換気の実施

○機械換気による常時換気を

(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)

○機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で

常時窓開け(窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！)

また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる

(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)

○飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1000ppm以下(*)を維持

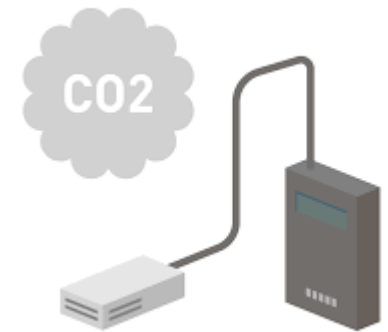
*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

3. 適度な保湿(湿度40%以上を目安)

○換気しながら加湿を

(加湿器使用や洗濯物の室内干し)

○こまめな拭き掃除を



CO2センサー

事務連絡

令和２年９月１４日

一般社団法人日本船主協会 殿
外国船舶協会 殿
日本内航海運組合総連合会 殿
日本船舶代理店協会 殿
外航船舶代理店業協会 殿
一般社団法人日本港運協会 殿

国土交通省海事局外航課長
国土交通省海事局内航課長
国土交通省港湾局港湾経済課長

船員や港湾労働者等が新型コロナウイルス感染症へ感染した場合等の
感染拡大防止のための関係者との情報共有について
(要請)

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な感染拡大の下、船員や港湾労働者等への感染が生じており、我が国の国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に維持していくためには、船員と港湾労働者等の間での感染拡大を防止するとともに、船員や港湾労働者等が安心して業務に従事することができる環境を整えることが必要です。

このため、国土交通省と致しましては、船員や港湾労働者等への新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合や感染が疑われる場合には、感染拡大を防止する観点から、各事業者において、下記のとおり、関係者との迅速かつ積極的な情報共有を行って頂きたいと考えております。

つきましては、本件について、貴協会の傘下会員への周知にご協力をお願い致します。

なお、船舶代理店におかれては、関係する船社への周知にご協力をお願い致します。

記

１．船社等から港湾運送事業者等への情報共有

- ① 新型コロナウイルス感染症への船員の感染が判明した場合には、船社又はその船舶代理店（以下「船社等」という。）は、当該船員の発症の２日前以降に、当該船員が乗船する船舶内で業務に従事した関係者（例．港湾運送事業者、港湾運送関連事業者等）や、当該船舶の外で当該船員又はその濃厚接触者である船員と接触した可能性がある関係者、当該船舶内でこれから業務に従事する予定の関係者（例．当該船舶が航海中の場合の次港の関係者）に対し、感染者・濃厚接触者個人が特定されない形で、次の情報を速やかに情報共有を行うこと。

（共有する情報）

- －船舶名
- －船員の感染が判明した旨
- －発症日
- －確定診断日
- －寄港港湾名
- －寄港日
- －荷役日

- ② 新型コロナウイルス感染症への感染の確定診断の前であっても、同感染症への感染が疑われる症状（息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状、味覚の異常等）がある船員が生じた場合には、船社等は、港湾労働者等への感染拡大防止（例．該当船員の隔離・下船、他の船員のマスク着用等）に万全を期すとともに、港湾運送事業者や港湾運送関連事業者に対して感染防止対策の徹底を要請すること。
- ③ 元請の港湾運送事業者は、船社等から船員の感染や感染疑いについての情報共有があった場合には、当該船舶内での業務に従事する自社の港湾労働者等や当該船員が乗船する船舶内で自社の下請となって業務に従事する専門の港湾運送事業者及び港湾運送関連事業者と速やかに情報共有を行うこと。
- ④ 船社等から船員の感染や感染疑いについての情報共有があった場合には、港湾運送事業者及び港湾運送関連事業者は、当該船舶内での業務に従事する港湾労働者等について、正しい着け方によるマスクの着用、流水と石けんによる丁寧な手洗い、船員との対人距離の確保等の「港湾運送事業・港湾運送関連事業の新型コロナウイルスの感染拡大予防ガイドライン」(令和２年５月１８日一般社団法人日本港運協会)等を踏まえた感染防止対策の一層の徹底を図った上で荷役等の業務を行うこと。

２．港湾運送事業者等から船社等への情報共有

- ① 港湾労働者その他の従業員の新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合には、港湾運送事業者及び港湾運送関連事業者は、当該従業員の発症の２日前以降に、当該従業員が船内での業務に従事した船舶の船社等や元請の港湾運送事業者、当該従業員又はその濃厚接触者と接触した可能性がある関係者、当該従業員が業務に従事したターミナルや物流施設、利用した福利厚生施設等の関係者に対し、感染者・濃厚接触者個人が特定されない形で、以下の情報を速やかに情報共有すること。

（共有する情報）

- －従業員が感染が判明した旨
- －発症日
- －確定診断日
- －港湾名
- －船内での業務に従事した場合の乗船日・船舶名
- －業務に従事したターミナルや物流施設の名称・従事日
- －利用した福利厚生施設（例、食堂、宿泊施設）等の名称・利用日

- ② 元請の港湾運送事業者は、専業の港湾運送事業者や港湾運送関連事業者から港湾労働者その他の従業員の感染についての情報共有があった場合には、感染が判明した港湾労働者等が船舶内での業務に従事した船舶を運航する船社等に対し、提供された情報を速やかに情報共有すること。

- ③ 港湾運送事業者及び港湾運送関連事業者は、新型コロナウイルス感染症への感染の確定診断の前であっても、同感染症への感染が疑われる症状（息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状、味覚の異常等）がある港湾労働者その他の従業員が生じた場合には、船員への感染拡大防止に万全を期する観点から、船内での業務に当該従業員に従事させないとともに、船社等に対し、感染防止対策の徹底を要請すること。

新型コロナウイルスへの感染の疑いのある
船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について

令和２年９月１８日

新型コロナウイルス感染疑い船等来航事態対処 WG

世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、海外の港湾においては、船員が新型コロナウイルスに感染し、患者の搬送、船内の消毒や船員の交代等のため、外航貨物船が港湾内に長期間止まり、荷役が遅れる事例も発生している。このような中、我が国に来航する外航貨物船においても、新型コロナウイルスへの感染の疑いがある船員が乗船しているために臨船検疫が行われる事例が散発的に報告されている。

このような状況を踏まえると、今後、我が国の港湾においても、感染疑い船(新型コロナウイルス感染症の症状により感染の疑いがある船員が乗船しており、検疫所の判断により、無線検疫によらない検疫（錨地検疫又は着岸検疫）を行うこととされた外航貨物船）が長期間、岸壁を占有し、後続船の荷役の遅延や滞船などの事態（以下「港湾物流阻害事態」という。）を生じることが懸念される。

このため、感染疑い船が来航した場合の港湾物流阻害事態の発生防止とその影響の最小化を図るため、関係省庁の課室長級のワーキンググループを設置し、影響が特に大きくなるおそれがある外航大型コンテナ船を念頭に、国と港湾管理者、船社などの関係者との間の調整の基礎として、今般、国としての当面の対処方針を別添のとおりとりまとめたところである。

なお、新型コロナウイルスをめぐる国内外の状況は日々変化しており、また、関係者が置かれた状況も多様であることから、実際に感染疑い船が来航した場合には、関係省庁及びその地方支分部局は、必ずしも本対処方針に拘泥することなく、港湾管理者、船社などの関係者の意見を十分に踏まえつつ、緊密に連携の上、各港湾の実情に応じ、迅速かつ適切に対応するものとする。

また、本対処方針は、感染疑い船の我が国への来航に際しての本対処方針に基づく実際の運用状況等を踏まえ、適宜、必要に応じて見直しを行う。

○新型コロナウイルス感染疑い船等来航事態対処 WG（感染疑い船等対処 WG）

【構成員】

厚生労働省

健康局 結核感染症課長

医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課 検疫所業務管理室長

国土交通省

海事局 安全政策課長 外航課長

港湾局 港湾経済課長 海岸・防災課長

海上保安庁 危機管理官

法務省

出入国在留管理庁 出入国管理部出入国管理課長

【共同事務局】

厚生労働省：生活衛生・食品安全企画課 検疫所業務管理室

国土交通省：港湾経済課 海岸・防災課

【オブザーバー】

国土交通省：港湾局産業港湾課長

【別添】

新型コロナウイルスへの感染の疑いのある
船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針

※本対処方針は、外航大型コンテナ船を念頭に作成されているが、他のタイプの感染疑い船が来航した場合にも、本対処方針を参考に、適宜修正を加えつつ、関係者において必要な対応を検討することとする。

Ⅰ. 本対処方針が想定する事態及び対処の目的

１. 想定する事態

- ・ 外航大型コンテナ船が我が国港湾への入港を希望して来航し、感染疑い船として検疫を受ける。
- ・ 検疫の結果、一部の船員が新型コロナウイルスに関する検査で陽性となり、当該船員は我が国の医療機関等に搬送される。
- ・ 必要に応じ、船内の消毒を行う。
- ・ 検疫後、仮検疫済証が交付された場合は、荷役を行う。
- ・ 航行継続に必要不可欠な船員が下船することとなる場合は、交代船員が乗船するまでの間、港湾内（岸壁、係船杭又は検疫錨地）に停泊する。（旗国の定める法令上の要求を満たさなくなる場合や航行能力を実質的に喪失する場合が想定される。）
- ・ 出港準備が整い次第、出港する。

※「外航大型コンテナ船」とは、１４ｍ以上の岸壁水深が必要な外航コンテナ船をいう。

※「感染疑い船」とは、新型コロナウイルス感染症の症状により感染の疑いがある船員が乗船しており、検疫所の判断により、無線検疫によらない検疫（錨地検疫又は着岸検疫）を行うこととされた外航貨物船をいう。

※「感染船」とは、我が国での検疫（新型コロナウイルスに関する検査）の結果、船員の新型コロナウイルスへの感染が確認された外航貨物船をいう。

※「感染疑い船等」とは、感染疑い船及び感染船をいう。

２. 本対処方針の目的

- 感染疑い船等が来航した場合の、検疫実施に係る関係省庁や港湾管理者、港湾運営会社、船社、船舶代理店等の対応の流れを示すこと等により、港湾物流阻害事態の発生防止とその影響の最小化に資することを目的とする。

Ⅱ. 感染疑い船の来航事案の発生時の対応

1. 初動の情報共有等

- 検疫所は、検疫法第６条に基づく情報により、来航する外航大型コンテナ船について感染疑い船と判断したときは、船社又はその船舶代理店（以下「船社等」という。）から以下の情報を入手の上、下に掲げる関係行政機関に、当該船舶及び有症者についての情報を速報する。

（情報の入手に時間を要する場合は、速報性を重視し、まずは、その時点で判明している情報を提供することとする。）

（関係行政機関）

- ・ 港湾管理者
- ・ 国土交通省等の地方支分部局
 - － 地方運輸局等
 - 北陸信越：北陸信越運輸局海事部海事保安・事故対策調整官
 - 兵庫：神戸運輸監理部海上安全環境部海事保安・事故対策調整官
 - 沖縄：内閣府沖縄総合事務局運輸部海事・保安事故対策調整官
 - 上記以外：各地方運輸局海上安全環境部海事・保安事故対策調整官
 - － 地方整備局等
 - 北海道：北海道開発局港湾空港部空港・防災課
 - 沖縄：内閣府沖縄総合事務局開発建設部港湾空港防災・危機管理課
 - 東北、中国、四国：各地方整備局港湾空港部港湾保安対策室
 - 関東、中部、九州：各地方整備局港湾空港部港湾空港防災・危機管理課
 - 北陸：地方整備局港湾空港部港湾保安管理官室
 - 近畿：地方整備局港湾空港部港湾危機管理官室
 - － 各海上保安（監）部管理課
- ・ 法務省出入国在留管理庁の地方支分部局
 - 北海道：札幌出入国在留管理局審査部門
 - 東北：仙台出入国在留管理局審査部門
 - 関東（神奈川を除く）：東京出入国在留管理局審査管理部門
 - 神奈川：東京出入国在留管理局横浜支局横浜港分室
 - 中部：名古屋出入国在留管理局審査管理部門
 - 関西（神戸を除く）：大阪出入国在留管理局審査管理部門
 - 神戸：大阪出入国在留管理局神戸支局審査部門
 - 中国：広島出入国在留管理局就労永住審査部門
 - 四国：高松出入国在留管理局審査部門
 - 九州：福岡出入国在留管理局留学・研修審査部門
 - 沖縄：福岡出入国在留管理局那覇支局審査部門

（提供情報）

- － 感染疑い船名
- － 感染疑い船の信号符字（コールサイン）

- －感染疑い船の種類（例．コンテナ船）
 - －感染疑い船の全長、満載喫水
 - －船籍国
 - －航路（例．北米航路、欧州航路、中国航路）
 - －入港予定日時（例．○月○日 ○時○分 △△港）
 - －有症者の職位（例．船長、一等航海士、二等航海士等）、国籍、海技証書発給国及び人数
 - －有症者の症状
- 検疫所及び国土交通省等の各地方支分部局、沖縄総合事務局は、入手した情報を本省・本庁の関係課室に速報する。
- 港湾法第43条の11に基づいて指定された港湾運営会社（以下単に「港湾運営会社」という。）のある港湾を管轄区域とする地方整備局は、必要に応じて、港湾運営会社に対し入手した情報のうち、提供可能な情報を速報する。
- 港湾管理者は、有症者が多く、入港後に交代船員の確保が必要となることが予想される場合には、港湾内での感染疑い船等の長期間の停泊を避ける観点から、船社等に対して、交代船員の速やかな確保に向けた準備を行うことを要請し、交代船員の確保の見込みについて聴取する。
（例．「○月○日中に可能」、「少なくとも○日以上必要」、「本社確認中」等）
- 関係行政機関は、必要に応じ、船社等の事務所及び現地に連絡調整のための要員（リエゾン）を派遣する。港湾管理者及び地方整備局等は、必要に応じ、港湾運営会社にリエゾンの派遣を要請する。
- 関係者間の情報共有や連絡調整の円滑化のため、例えば、関係行政機関の担当官その他の関係者が毎日一定の時刻に港湾管理者の会議室に参集して定例ミーティングを行うことも考えられる。（遠隔地から参加する場合は、ビデオ会議システムや携帯電話のスピーカーモードを使用することも考えられる。）

2. 検疫の実施場所の調整

- 感染疑い船については、着岸検疫が必要な場合を除き、錨地検疫を行う。検疫所は、錨地検疫ではなく、着岸検疫の実施が必要と考える場合には、港湾管理者に対し、その理由を示した上で、着岸検疫を行う岸壁又は係船杭（ドルフィン）（以下「岸壁等」という。）の確保に関する調整を要請する。
- 検疫所から着岸検疫を行う岸壁等の確保のための調整を要請された港湾管理者（以下「当初港の港湾管理者」という。）は、感染疑い船を着岸させ、検疫や患者

の搬送等を行うための岸壁（以下「検疫岸壁」という。）又は係船杭（ドルフィン）（以下「検疫岸壁等」という。）の確保の可否を検討する。

- 当初港において着岸検疫を行った場合、異常な滞船の発生などの港湾の管理運営上著しい支障が生じることが明白な場合であって、近隣の他の検疫港（以下「協力候補港」という。）において着岸検疫を行う方が地域全体としての影響が小さくなると考えられる場合は、当初港の港湾管理者は、別紙１に記載の条件に従うことを前提として、当初港を管轄する検疫所及び地方整備局等を通じて、厚生労働本省及び国土交通本省に対し、協力候補港を具体的に示して、検疫岸壁等の確保に関する広域調整への協力を要請することができる。

国が実施する広域調整の結果、協力候補港の港湾管理者の協力が得られた場合には、当該協力港の岸壁等において着岸検疫を実施することとする。

期限までに協力候補港の港湾管理者の協力が得られない場合は、当初港において検疫を実施することとする。

なお、広域調整が不調に終わった場合に備え、広域調整と並行して、当初港における検疫岸壁等の確保に関する調整も進めることとする。

- 検疫岸壁等の選定に際しては、他に適当な岸壁等がある場合を除き、感染疑い船が当初着岸を予定していた岸壁等又は感染疑い船が着岸を希望している SOLAS 対応岸壁等がある場合は、原則として、当該岸壁等への着岸を検討することとする。

このほか、検疫岸壁等の選定に際しての留意点については、別紙２を参照することとする。

- 検疫岸壁としての使用を検討する岸壁が、港湾法第５５条第１項に基づき国から国際戦略港湾等（横浜港、川崎港、名古屋港、四日市港、大阪港、神戸港をいう。以下同じ。）の港湾運営会社に対して長期貸付を行っている岸壁である場合は、港湾管理者から着岸検疫の調整を要請された港湾運営会社は、当該岸壁の施設借受者に対し、船社等から提供された情報（自力航行能力の存否の見込み、交代船員の乗船の見込み等）を伝達した上で、着岸検疫への協力の可否及び着岸を認めることができる期間について聴取する。

この場合において、施設借受者の任意の協力が得られる場合には、船社が施設借受者に対し、施設借受者が提示した期限までに離岸することを文書において確約することを条件として、当該岸壁を検疫岸壁として使用することとする。

また、施設借受者の任意の協力は得られないものの、当該岸壁を検疫岸壁として使用する公益上特別な理由があると認めるときは、港湾管理者は、国土交通省港湾局に対し、当該岸壁を検疫岸壁として使用させるように要請することができる。

- 国土交通省港湾局は、港湾管理者からの要請及び検疫所の見解を踏まえ、公益上特別な必要があると認める場合には、国と港湾運営会社との間で締結している岸壁の長期貸付契約に基づき、港湾運営会社に対し、感染疑い船等に特定の岸壁を検疫岸壁として使用させるよう、「公益上特別な必要がある場合の指示」を行うものとする。

- また、検疫岸壁としての使用を検討する岸壁が、港湾管理者から港湾運営会社に対して、又は重要港湾における特定埠頭の運営者に対して長期貸付を行っている岸壁である場合は、上記の国際戦略港湾等における国が貸し付けている岸壁と同様の手順により、港湾管理者が岸壁の長期貸付契約に基づき、港湾運営会社等に対し、特定の岸壁を感染疑い船に使用させるよう、「公益上特別な必要がある場合の指示」を行うものとする。（港湾法第５５条第４項、第５項、第５４条の３第７項）

（参考）港湾法施行規則（抜粋）

（埠頭群の貸付契約の内容）

第十七条の九 法第五十五条第一項、第四項又は第五項の規定により埠頭群を構成する港湾施設を貸し付ける者（以下この条において「貸付者」という。）は、港湾運営会社に当該港湾施設を貸し付けるときは、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。

一・二 （略）

三 異常な滞船の解消を図る必要がある場合その他公益上特別の必要がある場合において、貸付者が貸し付けられた港湾施設を港湾運営会社以外の者の利用に供すべきことを港湾運営会社に指示したときは、港湾運営会社はその利用を受忍しなければならないものとする。

- 港湾管理者は、感染疑い船の検疫を着岸で実施すると港湾の管理運営上著しい支障が生じる場合は、着岸検疫ではなく錨地検疫を行うよう、検疫所に要請する。
- 港湾管理者は、感染疑い船の着岸を認める場合には、必要に応じ、例えば「港湾の管理運営上必要な場合は港湾管理者が指定する岸壁等若しくは錨地又は他の港湾へ移動すること」、「船社又はその船舶代理店の事務所への連絡調整のための要員（リエゾン）を受け入れること」、「上陸を希望する船員がいる場合は、上陸する船員の待機場所の確保や当該場所までの移動手段（自家用車、レンタカー等）を確保すること」等の着岸を認める条件や「〇月〇日〇〇時までに離岸すること」等の着岸を認める期限を付す。
- 水先法第３５条のいわゆる強制水先の規定は、新型コロナウイルス感染症に感染するおそれがあること等により、強制水先の対象となる感染疑い船等に水先人が乗り込まない場合に、船長が船内環境の維持、船員の身体的安全確保等の観点から強制水先区内を緊急避難的に航行することを妨げるものではない。
 この場合においては、水先人が別の船舶に乗り込んで感染疑い船等を先導すること等により船舶の航行の安全等を図ることとなる。（「新型コロナウイルス感染症への対応にかかる水先法第３５条の取扱について」（令和２年２月５日付け国土交通省海事局海技課長事務連絡））
 水先人が感染疑い船等に乗り込まず、他船から誘導し、着岸させる場合には、岸壁の周辺の環境に加え、船種、船の大きさ、船の装備により、安全に着岸できる岸壁等が限定される。
 このため、港湾管理者は、検疫岸壁等の確保の検討を行うに当たっては、まず、検疫の前後における感染疑い船等への水先人の乗り込みの可否を水先人会に確認することが効率的である。その上で、水先人が感染疑い船等に乗り込まない場合に

は、感染疑い船等を安全に着岸させる観点から、着岸させる場所や時間帯、誘導方法等について水先人会の意見を聴取の上、港長と協議し、着岸先の候補として想定される岸壁等への着岸の可否を検討する必要がある。

また、着岸する場合には、気象・海象が良好で見晴らしが良い時間帯に実施することが望ましい。また、感染疑い船等がガントリークレーン等の荷役機械に接触しないよう、必要に応じ、荷役機械を安全な場所に移動させるなどの対策を講じた上で、十分に注意して先導・操船を行う必要がある。

- 調整の結果、当初港及び協力候補港のいずれにおいても検疫岸壁等が確保できない場合には、当初港において錨地検疫を行うこととする。

この場合において、海上保安庁は、検疫所からの要請があった場合には、これまで行われてきた対応と同様、引き続き、可能な限り検疫官の輸送協力に努めるものとする。

なお、時化など、気象・海象が不良な場合には、感染疑い船に検疫官が安全に乗船できるようになるまでに時間を要するため、事態対処のスケジュールを検討する際には、この点に留意する必要がある。

- 感染船が自力航行能力を喪失した場合の当該船舶及び港内における船舶交通の安全の確保や、船内に残る者の体調の急変時の迅速な対応と安全・安心な搬送を可能とするとともに、上陸希望者の下船、船内の消毒、船員の食料等の物資の補給、交代船員の乗船等の円滑な実施を図るため、外航大型コンテナ船が寄港する港湾における検疫岸壁等の候補について、港湾運営会社、地方整備局等及び検疫所の協力の下、港湾管理者において、事前に検討を行い、意見集約を行っておくことが望ましい。

- 港湾管理者は、関係者の協力を得つつ、必要に応じ、事態対処や港湾機能に支障が生じない適当な場所を取材エリア・駐車スペースとして指定する。なお、港湾運営会社等に長期貸付が行われている岸壁等の場合は、港湾管理者と港湾運営会社が協力して対応する必要がある。

- 港湾管理者及び埠頭保安管理者は、感染疑いのある船員等が出入国管理及び難民認定法に基づく許可を得ることなく上陸する事態が生じないように、船社等に対し、船長を通じて船員等に上陸の可否に関し周知徹底を図るとともに、夜間も含め必要な警備を実施するよう要請する。

3. 検疫の実施

- 検疫所により、感染疑いのある船員及び上陸希望者に対する新型コロナウイルスに関する検査が実施され、陽性の者は患者搬送車等により医療機関等に搬送される。
- 船員の新型コロナウイルスに関する検査の結果、陽性が判明した場合は、検疫所において、患者等プライバシー保護や着岸に協力した岸壁への風評被害の防止等に

十分に留意した上で、必要に応じ、公表を行う。この際には、検疫所は、港湾管理者、関係する国の地方支分部局や民間の関係者（船社等、港湾運営会社等）に対し、公表情報の範囲を予め共有する。

- 検疫所は、保健所や自治体の医療担当部署の協力を得つつ、患者の搬送先の速やかな確保に努める。また、感染船からの船員の下船の際には、港湾管理者や港湾運営会社の協力を得つつ、下船する船員のプライバシーの確保のため、必要に応じてギャングウェイにブルーシートを展張する等の対策を講じる。
- 検疫所は、必要に応じ、感染船の消毒を指示する。船社は検疫所の指示に従い、消毒を実施する。
- 検疫の結果、当該船舶等を介して新型コロナウイルス感染症の病原体が国内に侵入するおそれがほとんどないと認めたときは、検疫所は仮検疫済証を交付する。
- 検疫後、船員の上陸が認められた場合でも、１４日間の待機や国内における公共交通機関の不使用が要請されていることから、船社等は、上陸する船員の待機場所や当該場所までの移動手段（自家用車、レンタカー等）を確保する。
- ※ 上記のほか、検疫が長期間に及ぶ場合においては、検疫官等の待機場所・防護服の着脱場、船内に持ち込む必要物資の保管スペース等の確保が必要となる可能性がある。これらの確保が必要な場合は、ニーズを有する国の関係行政機関から、港湾管理者や港湾運営会社に対し、できるだけ早めに相談を行うこととする。
- ※ 検疫が長期間に及ぶ場合、感染船内の廃棄物や汚水の適切な処理方法を検討する必要がある。

4. 荷役の実施

- 検疫所が仮検疫済証を交付した場合や、検疫法第５条に基づく検疫所長の確認又は許可を受けた場合に、感染船の荷役を行うことができる。
- 感染船の荷役を行う場合には、国土交通省は船社等及び港湾運送事業者に対し、以下の点を指導する。
（関係者への指摘事項）
 - ・ 船社等は、港湾運送事業者に対し、患者の発生・搬送状況、感染防止対策の実施状況等に関する情報を迅速かつ適切に共有すること。
 - ・ 船社等と港湾運送事業者は、相互に積極的に協力し、「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルスへの感染防止のための推奨事項」（令和２年４月３０日付け国土交通省海事局外航課長・港湾局港湾経済課長事務連絡）や「港湾運送事業・港湾運送関連事業の新型コロナウイルスの感染拡大予防ガイドライン」（令和２年５月１８日一般社団法人日本港運協会）等の最新版を踏まえ、

港湾労働者への感染防止対策に万全を期すること。

- ・ 港湾運送事業者は、港湾労働者に対し、必要な情報を適切に共有するとともに、感染防止のために必要な業務上の指示・指導を適切に行うこと。
- ・ 検疫所等の行政機関から指示や指導があった場合は、当該指示等に速やかに従うこと。

5. 船員交代の実施

- 新型コロナウイルス感染症の患者である船員の下船等により、交代船員の乗船が必要となる場合は、船社等は交代船員の速やかな確保に努める。

6. 感染疑い船等の移動調整

- 感染疑い船等の検疫岸壁等への着岸後、港湾の管理運営上支障が生じたときは、港湾管理者は、港湾運営会社等からの意見も踏まえつつ、必要に応じ、港長、検疫所との間で協議の上、船社に対し、具体的な移動先を示した上で、当該港湾内の他の岸壁等若しくは錨地又は他の港湾への移動の指示又は要請を行う。この際には、港湾管理者は、当該港湾を管轄する地方整備局等及び地方運輸局等とも情報共有を行う。（別紙３参照）

7. 感染船の出港

- 検疫が終了し、荷役を済ませ、必要に応じて船員交代を行う等し、安全に航行するための準備が整い次第、感染疑い船等は出港する。
- 港湾の管理運営上の支障の発生を防止する観点から必要な場合には、港湾管理者は、検疫が終了した後、船社に対し、航海に必要な準備が整い次第、次の寄港地等に向け、速やかに出港するように指示することができる。

8. 台風等の荒天時の安全対策

- 感染疑い船等の入港中及びその前後に台風等の荒天が予報される場合に、港長が港則法に基づく勧告等を発出した時は、感染疑い船等は、各港の台風対策協議会等の定めるルールに従い、適切な港外退避等の安全対策を実施する。
- また、港湾管理者においても、船社等に対し、所要の安全対策の確実な実施を要請する。

（想定される対応の例）※個々のケースに応じ、実態に即した対応を検討すること。

- ・ 感染疑い船等が自力航行能力を維持している場合には、

- －港則法第３９条第４項に基づき、各港で発令される避難準備（警戒）勧告（第一体制）及び港外避難勧告（第二体制）に従うこと。
- ・ 感染船が自力航行能力を喪失している場合には、
 - － 保船のための交代船員を速やかに確保することとし、自力航行能力を喪失した状態で錨泊しないこと。
 - － 岸壁において係留強化する場合は、特に周囲の状況を勘案の上、静穏度の高い岸壁等を選定するとともに、台風等に十分対処できるよう増し索をとる等必要な対策を行った上で係留すること。なお、状況によっては、タグボートを配備することも考慮すること。
 - － いずれの場合も、陸上との適当な連絡手段を確保すること。

Ⅲ. 感染疑い船等の来航事態への対処体制

- 感染疑い船等の来航事態が発生した場合には、当該港湾に設置されている感染症に関する港湾関係者等の会議（※１）や港湾保安委員会（※２）等を活用し、感染疑い船等の来航事案に関係する構成員による情報共有及び総合調整を行う。

※１：感染症に関する港湾関係者等の会議

東京港保健衛生管理運営協議会、横浜港感染症対策会議等の感染症に関する各種会議体。

※２：港湾保安委員会

港湾管理者、警察署等、海上保安部等、税関、地方出入国在留管理局、地方整備局（又は北海道開発局、沖縄総合事務局）、地方運輸局（又は神戸運輸監理部、沖縄総合事務局）、委員会が必要と認める他の国や地方公共団体の機関（検疫所、保健所等）・関係民間事業者（港運協会等）等から構成。事務局及び委員長は原則として港湾管理者が担当。関税法の開港等に設置。

- 感染疑い船等の来航事態への対処に関し、港湾管理者から助言や協力の要請があった場合には、関係省庁及びその地方支分部局は、積極的に支援を行うものとし、必要に応じて、新型コロナウイルス感染疑い船等来航事態対処WG（感染疑い船等対処WG）において、情報共有及び総合調整を行う。

Ⅳ. 関係者への事前周知・協力要請

- 厚生労働省及び国土交通省は、港湾管理者、港湾運営会社、施設借受者、港湾運送事業者、船社等の関係者に対し、本対処方針を周知するとともに、感染疑い船等の来航事態が発生した場合の対処への協力を予め要請する。

【別紙１】

検疫岸壁等の広域調整について

- 異常な滞船の発生などの港湾の管理運営上著しい支障が生じることが明白な場合は、当初港の港湾管理者は、下記の条件に従うことを前提に、検疫所及び地方整備局等を通じて、厚生労働本省及び国土交通本省に対し、候補となる近隣の他の検疫港（以下「協力候補港」という。）を具体的に示して、検疫の実施場所に関する広域調整への協力を要請することができることとする。

※広域調整の前提条件

- ① 患者の入院先については、医療体制が協力候補港の所在都道府県・市町村に比べ、明白かつ著しく逼迫している場合等を除き、引き続き、当初港の所在都道府県・市町村において確保すること。また、患者の移動手段については、当初港の所在都道府県・市町村においても船社等とともに、引き続きその確保を図ること。
 - ② 当初港の港湾管理者及び都道府県・市町村は、協力候補港の港湾管理者及び都道府県・市町村に対し、積極的に、かつ、最大限の人的・物的支援を行うこと。
 - ③ 広域調整の申出期限は、検疫所から当初港の港湾管理者に対し、第一報があった時刻から４時間以内とする。
 - ④ 広域調整の調整期限は、検疫所から当初港の港湾管理者に対し、第一報があった時刻から２４時間以内とする。
 - ⑤ 広域調整の調整期限までに調整が整わなかった場合には、当初寄港予定の港湾において検疫を行う。
- 当初港の港湾管理者から広域調整の要請があった場合には、厚生労働省と国土交通省は本省間で直ちに協議を行う。両省は、当初港及び協力候補港の岸壁の使用状況や検疫所の対応能力、新型コロナウイルス感染症に係る医療体制の逼迫状況等を総合的に勘案し、協力候補港の岸壁等を検疫岸壁等として使用することが適当と認める場合には、厚生労働省は協力候補港が所在する都道府県及び市町村に対し、国土交通省は協力候補港の港湾管理者に対し、協力を要請するものとする。

（参考）検疫法

（協力の要請）

第二十三条の二 検疫所長は、当該検疫所における検疫業務を円滑に行うため必要があると認めるときは、船舶等の所有者若しくは長又は検疫港若しくは検疫飛行場の管理者に対し、第十二条の規定による質問に関する書類の配付、検疫の手続に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

- 協力候補港の港湾管理者の協力が得られた場合には、準備が整い次第、速やかに、感染疑い船等を当該港湾（以下「協力港」という。）に回航するものとする。

なお、その時点で判明している患者の搬送や、他の船員からのＰＣＲ検体の採取については、後続船の著しい滞船が生じることが明白な場合などを除き、できるだけ当初港で実施した上で協力港に回航することを原則とすることとする。

【別紙２】

検疫岸壁の選定の際の留意事項

- 感染疑い船の喫水を踏まえ、必要な水深と係留施設を備えた岸壁を検疫岸壁として選定する。
- 荷役のために当初着岸を予定していた岸壁を検疫岸壁とする場合を除き、検疫岸壁では貨物の荷役を行わないこととなる一方で、検疫官の乗下船や患者の搬送、船内の消毒、船員の食料等の物資の補給のためのタラップ等の使用が見込まれる。
このため、感染疑い船の全長等の船型に必ずしも合致していない岸壁であっても、繋離船事業者等の意見や港長等との協議結果を踏まえつつ、安全に係留できると港湾管理者が判断できる場合には、当該岸壁を検疫岸壁として使用することも考えられる。
- 検疫岸壁の選定に当たっては、感染疑い船が港湾内に留まることが見込まれる期間中の岸壁の利用予定を把握した上で、後続船の荷役の遅れや滞船の発生などの港湾物流阻害事態の発生の防止やその影響の最小化の観点から、適切に検討する必要がある。
- 検疫岸壁の候補としては、例えば、次のような岸壁が挙げられる。
 - －係留施設を備えた供用前の岸壁
 - －埠頭再編等で供用中止中の岸壁
 - －港湾計画上の休憩岸壁
 - －複数のバースを一体運営している岸壁
 - －水深が浅い岸壁
※荷下ろしやバラスト水の排水を行い、喫水を下げれば係留が可能になる。
 - －他の用途の岸壁（例．クルーズ岸壁）
※大型コンテナ船の岸壁に比べ、水深が浅い。
 - －民間バース
※事前に協力協定を締結することが望ましい。
- 検疫岸壁として使用可能な適当な岸壁がない場合は、陸上との間を患者搬送車等の自動車で往来することが可能な係船杭(ドルフィン)を検疫ドルフィンとして使用することも考えられる。（例えば、大型石油タンカー用のドルフィンは喫水が深い船舶にも対応可能）
- 患者が多数発生し、交代船員の速やかな確保が困難であるなど、感染疑い船の港湾内での滞在期間が長期間に及ぶことが見込まれ、岸壁等のみへの係留が困難な場合は、いくつかの岸壁等を数日ずつ使用し、順次他の場所に移動していく方法も含め、対応を検討する必要がある。
また、この際には、港湾利用への影響を最小化する観点から、港湾管理者において、関係者の協力を得つつ、後続船による岸壁等の利用予定等を把握した上で、船

社等、港湾運送事業者等の他の港湾利用者との間で利用する岸壁等や利用期間等の変更などの必要な調整を行うことが望ましい。なお、港湾運営会社のある港湾にあっては、港湾管理者と港湾運営会社が協力して対応する必要がある。

【別紙３】

感染疑い船等の移動調整について

- 感染疑い船等の移動調整が必要な場合、港湾管理者は、船社等に対し、感染疑い船等に自力航行能力がある場合は自力航行で当該港湾内の他の岸壁等若しくは錨地又は他の港湾へ移動するように要請する。また、自力航行能力を喪失している場合は、タグボートでの曳航等によって当該港湾内の他の岸壁等又は他の港湾へ移動させることを要請する。

なお、港湾管理者が他の港湾への移動を求める場合は、当該他の港湾の港湾管理者の同意を得た上で行う必要がある。この際には、検疫岸壁等の確保に関する広域調整に準じた対応を厚生労働本省及び国土交通本省に要請することができることとする。

※港則法施行令別表第一で定める京浜港、阪神港及び関門港において、感染疑い船等を錨地で錨泊させる場合には、同法第５条第２項に基づき、港長から錨地の指定を受けることが必要。

また、京浜港、阪神港及び関門港以外の特定港（港則法施行令別表第二に記載の港）においても、港長が特に必要と認めるときは、同条第３項に基づき、港長は錨地を指定することができることとされている。

※感染疑い船等が自力航行能力を喪失している場合は、錨地での適切な見張り、緊急時における連絡体制、天候の急変等による移動等に即時に対応可能な体制を確保することが困難であると考えられるため、錨地での錨泊は避ける必要がある。

※危険物を積載した船舶は、特定港においては、錨地の指定を受けるべき場合を除き、原則として、港長の指定した場所でなければ停泊し、又は停留してはならない。（港則法第２２条）

※船舶は、特定港内において、他の船舶その他の物件を引いて航行するときは、引船の船首から被えい物件の後端までの長さは二百メートルを超えてはならず、港長は、必要があると認めるときは、この制限を更に強化することができることとされている（港則法施行規則第９条）。なお、京浜港や阪神港などの港内の一部水域においては、この制限が強化されている。

- 感染船の旗国による船員の乗組み人数に関する基準を満たさないため、感染疑い船等を移動できないと船社等が説明する場合であっても、旗国が当該基準を緩和することにより、航行が可能となる場合がある。このため、港湾管理者は必要に応じ、船社等に対し、当該基準の緩和の可否について旗国の海事当局に相談するように要請する。

また、我が国の船員法が適用される船舶について、運航上の安全確保の徹底を図った上で、やむを得ず所定の定員数を乗り組ませずに移動する場合は、法令に基づく手続きをとる必要があるため、船社等から最寄りの地方運輸局等に対して相談する必要がある。

- なお、通常より少ない員数の船員を乗り組ませた状態での移動は、事故防止の観点から、運航上の安全確保の徹底が十分に図られた上で行われる必要があることに関係者は留意する必要がある。

(参考) 航行に必要な船舶職員の資格・員数等は当該船舶の旗国によって異なる。また、旗国が定める最低基準とは別途、実際に船舶に乗り組ませる員数等については、労使間で取り決められている。

【参考】

(参考)外航貨物船の検疫・荷役等に関する制度・運用や実態について
(令和２年９月２日現在)

※今後、様々な状況変化が見込まれるため、実際の事態対処に際しては、関係者に対し最新の状況を確認の上、適切に対応すること。

1. 検疫

- 新型コロナウイルス感染症への対応のため、発生国から来航する客船（貨客船を含む。）の検疫の特定検疫港への集約化が行われた場合でも、外航貨物船については、特定検疫港以外の検疫港においても対応することとされている。
- 外航貨物船の船員が我が国への上陸を希望する場合は、過去１４日以内に入管法に基づく入国制限対象地域に滞在歴のある上陸希望者全員を対象に、新型コロナウイルスに関する検査を実施することになる。
- ２次港以降を含め、我が国に上陸希望者以外の船員は原則として新型コロナウイルスに関する検査の対象とはならないが、外航貨物船内に体調不良者の報告があった場合等、検疫所が必要と認めた場合には、新型コロナウイルスに関する検査を実施する場合がある。
- 新型コロナウイルスに関する検査の結果が判明するまでには、最低６時間は必要。検査対象者の人数が増えるほど、所要時間が増加する。大型の外航貨物船は一隻につき２０名前後の船員が乗船しているため、仮に全員が上陸を希望し、全員の新型コロナウイルスに関する検査を行うと仮定した場合には、結果の判明までには１日～２日程度（※）の時間が必要。

※夜間・休日に入港する場合や、検疫港の遠隔地に検体を輸送する場合、周辺地域において感染者が多数発生している場合等には、より長い時間を要する可能性がある。
- 新型コロナウイルスに関する検査の陽性者については、検疫所と保健所との間で調整の上、検疫所又は消防等により、医療機関等に搬送される。（海上での患者の搬送が必要な場合には、海上保安庁により搬送される。）

※周辺地域の病床が逼迫している場合等には、検疫を実施した港湾が所在する地域とは異なる地域の医療機関に入院させるための広域調整が必要になるなど、搬送先の医療機関の決定に時間を要する可能性があるため、保健所との調整は速やかに開始する必要がある。
- 新型コロナウイルスに関する検査の結果が陰性だった上陸希望者については、水際対策の抜本的強化に関する閣議了解に基づき実施している上陸後１４日間の待機要請等の対象となり、健康状態に異常のない者も含め、検疫所長の指定する場所（自宅、ホテル等の宿泊施設）で上陸の次の日から起算して１４日間待機し、空港等からの移動も含め公共交通機関（※）を使用しないことを要請される。（但し、１

４日間の経過を待たずに出国することも可能。)

※公共交通機関：電車、乗合バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船など

- なお、船員が一時的な場合も含め、一切の入国手続を行わず、そのまま海外へ出港するに当たってはこの限りではない。また、検疫所は、外航貨物船が１４日間の停留期間の経過前に出港すること差し止めるものではない。

２．感染船の消毒

- 前述のように、外航貨物船は一般的に乗船者の人数が少なく、消毒が必要な場所も限られるため、消毒に長期間を要した大型クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」のケースよりも短い期間で消毒が可能と考えられる。
- 感染船の消毒は、消毒範囲、有効な薬剤等を含め、有効な方法により実施する必要がある。相談先としては、例えば、検疫所又は（公社）日本ペストコントロール協会の都道府県協会が挙げられる。
- 消毒を十分に講じなかった場合、船内荷役に従事する港湾労働者への感染のおそれがあることを理由に、港湾運送事業者から港湾運送の引受けを拒否される可能性がある。

（参考）港湾運送事業法及び港湾運送約款における港湾運送の引受けの拒否

港湾運送事業者が定め、港湾運送事業法第１１条第１項の認可を受けた港湾運送約款においては、一般的に、以下の場合が運送の拒否事由として記載されており、該当する場合は、港湾運送の引き受けを拒否することが可能である。

例えば、船社が、港湾運送事業者に対し、自らは費用を負担せず、港湾運送事業者の費用負担で、専門業者による船内の消毒を行うように求めた場合は②に、感染防止対策が明らかに不十分であり、感染リスクが非常に高い状態で、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した外航貨物船の船内荷役を行うことを求めた場合は③に、それぞれ該当するものと考えられる。

【港湾運送約款における運送の拒否事由】

- ①申込が本港湾運送約款によらないものであるとき。
- ②委託者から特別の負担を求められたとき。
- ③当該港湾運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するとき。

３．荷役

- 新型コロナウイルスに関する検査の結果、感染疑い船に陽性者がいた場合は、患者の医療機関等への搬送後、必要に応じ消毒を行った後に、検疫所から仮検疫済証が交付される。
 なお、陽性者が下船し、消毒等必要な措置を終えるまでは仮検疫済証は交付されない。

- 新型コロナウイルスに関する検査の結果が全員陰性の場合は、仮検疫済証が交付され、荷役を行うことが可能となる。
- なお、検疫法第5条第1号又は第3号に該当するときは、検疫済証又は仮検疫済証が交付されていなくても貨物を陸揚げすることができる。例えば、公衆衛生上問題のない荷役方法が提示された場合や、貨物が新型インフルエンザ等対策特別措置法第54条第1項に規定する緊急物資（新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材）である場合等に貨物の陸揚げが認められる可能性がある。

（参考）検疫法

第5条 外国から来航した船舶又は外国から来航した航空機（以下「船舶等」という。）については、その長が検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、何人も、当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げし、又は当該航空機及び検疫飛行場ごとに検疫所長が指定する場所から離れ、若しくは物を運び出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 検疫感染症の病原体に汚染していないことが明らかである旨の検疫所長の確認を受けて、当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げし、又は当該航空機及び検疫飛行場ごとに検疫所長が指定する場所から離れ、若しくは物を運び出すとき。
- 二 （略）
- 三 緊急やむを得ないと認められる場合において、検疫所長の許可を受けたとき。